

## 19 その他

### (1) 建築・土木

#### ア 被災建築物応急危険度判定協議会

大津市資料（令和6年12月：都市計画部）

| 名 称                    | 事務局                                                                                                                                                                                            | 連絡先等                                                                 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会  | 滋賀県土木交通部建築課<br>建築指導室                                                                                                                                                                           | TEL:077-528-4262<br>FAX:077-528-4912                                 |
| 近畿被災建築物応急危険度判定協議会      | 令和4～5年度<br>会 長：京都府<br>副会長：兵庫県・大阪府<br>幹 事：三重県・滋賀県・奈良県・和歌山県・京都市<br>監 事：福井県<br>会 員：徳島県・神戸市・大阪市・堺市<br>令和6年度<br>会 長：大阪府<br>副会長：兵庫県・京都府<br>幹 事：三重県・滋賀県・奈良県・和歌山県・大阪市<br>監 事：徳島県<br>会 員：福井県・神戸市・京都市・堺市 | 会長府県が事務局（京都府、大阪府、兵庫県の持ち回り）                                           |
| 全国被災建築物応急危険度判定協議会      | (財)日本建築防災協会                                                                                                                                                                                    | 東京都港区虎ノ門2-3-20<br>虎ノ門YHKビル8階<br>TEL:03-5512-6451<br>FAX:03-5512-6455 |
| 中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会 | 令和4～6年度<br>会長：愛知県<br>副会長：石川県<br>会員：富山県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・三重県・滋賀県・名古屋市                                                                                                                            | 会長は愛知県、幹事は各県持ち回り                                                     |

## (2) 協定書等〔大津市〕

### ア-1 義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定（義士親善友好都市）

出典：大津市資料（平成25年4月：総務部）

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、山形県米沢市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行にするものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- （1） 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- （2） 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- （3） 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- （4） その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区町が負担するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第8条 協定市区町は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（効力発生の日）

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

（実施の細目）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区町が協議のうえ別に定めるものとする。

#### 附則

平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年4月1日

|          |         |
|----------|---------|
| 北海道砂川市長  | 長野県諏訪市長 |
| 岩手県一関市長  | 熊本県山鹿市長 |
| 茨城県笠間市長  | 広島県三次市長 |
| 茨城県桜川市長  | 愛知県西尾市長 |
| 栃木県大田原市長 | 滋賀県大津市長 |
| 群馬県藤岡市長  | 滋賀県野洲市長 |
| 東京都千代田区長 | 兵庫県相生市長 |
| 東京都港区長   | 兵庫県豊岡市長 |
| 東京都新宿区長  | 兵庫県赤穂市長 |
| 東京都墨田区長  | 兵庫県加西市長 |
| 新潟県新発田市長 | 兵庫県篠山市長 |
|          | 兵庫県加東市長 |

## ア-2 中核市災害相互応援協定（中核市）

出典：大津市資料（平成 29 年 1 月：総務部）

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 1 項第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第 5 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第 7 条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

（事務局）

第 8 条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

（雑則）

第 9 条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

（その他）

第 10 条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第 11 条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 12 条 この協定は、平成 30 年 4 月 1 日から効力を発生するものとする。

平成 30 年 4 月 1 日

### ア-3 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定（東海道五十三次市区町）

出典：大津市資料（平成28年4月）

（趣旨）

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （3）応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市区町での業務内容
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（自主的活動）

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が莫大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を遂行させるよう努めるものとする。

4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

（連絡責任者）

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月1日

東京都品川区長  
神奈川県小田原市長  
静岡県清水町長  
静岡県袋井市長  
三重県亀山市長  
滋賀県大津市長

東京都大田区長  
神奈川県箱根町長  
静岡県長泉町長  
愛知県豊明市長  
滋賀県甲賀市長

神奈川県横浜市長  
静岡県函南町長  
静岡県藤枝市長  
三重県桑名市長  
滋賀県湖南市長

神奈川県大磯町長  
静岡県三島市長  
静岡県掛川市長  
三重県鈴鹿市長  
滋賀県草津市長

## ア-4 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定（全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村）

出展：大津市資料（平成 30 年 8 月：総務部）

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（協定市町村）

第 2 条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

（連絡の窓口）

第 3 条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

（応援・支援の内容）

第 4 条 応援の内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- （5）応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第 5 条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を要請する内容
  - ア 物資・資機材の搬入  
必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
  - イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
  - ウ その他、必要な事項

（緊急時における自主的支援）

第 6 条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

（指揮権）

第 7 条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第 8 条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めにある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

（情報交換）

第 9 条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定の定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附則

（施行期日）

1 この協定は、平成 24 年 7 月 27 日から施行する。

（協定の成立）

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

※大津市は平成 30 年 8 月に同意書の発送をもって、協定に加盟した。

## ア-5 大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定（鈴鹿市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県大津市及び三重県鈴鹿市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助に必要な車両等の応援
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（訓練への参加）

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成20年3月25日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

ア-6 大津市・伊賀市間の災害時相互応援に関する協定（伊賀市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県大津市及び三重県伊賀市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助に必要な車両等の応援
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより、被災市又は応援した市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（訓練への参加）

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月28日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長  
三重県伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市  
伊賀市長

## ア-7 大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定（奈良市）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市及び奈良市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、通信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（訓練への参加）

第10条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、お互いの市が主催する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成9年7月4日

大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長

## ア-8 大津市・大津町間の災害時相互応援に関する協定（大津町）

出典：大津市資料（平成29年7月：総務部）

滋賀県大津市と熊本県大津町（以下「協定市町」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、いずれかの市町の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、他方の市町が応急対策及び復旧対策に係る応援（以下単に「応援」という。）を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助に必要な車両等の応援
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 被災市町は、他方の市町（以下「応援市町」という。）に対し、応援を要請しようとするときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及び応援集結場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援市町は、前条の規定による応援の要請を受けたときは、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第4条 応援市町は、地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市町から第2条の規定による要請がないときは、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、協定市町が別に定めるところにより、被災市町又は応援市町が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

（情報の交換）

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から災害対策に係る情報の交換を行うものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月21日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

熊本県菊池郡大津町大字大津1233番地  
大津町  
大津町長

## ア-9 滋賀県大津市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定（宇治田原町）

出典：大津市資料（平成30年8月：総務部）

滋賀県大津市と京都府宇治田原町（以下「協定市町」という。）は、協定市町のいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援活動の内容）

第1条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両などの提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、第6条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員、その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（自主的応援出動）

第3条 応援を行おうとする市町は、災害の発生により要請市町との連絡が取れない場合にあつて要請市町周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援を行った市町（以下「応援市町」という。）は、要請市町から法第92条第2項の規定により当該経費の一時繰替支弁を要請された場合は、当該経費の一時繰替支弁を行うものとする。

（災害補償等）

第5条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復経路の途中に生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第6条 協定市町は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第7条 協定市町は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年8月6日

大津市長

宇治田原町長

## ア-10 大津市・京都市間の災害時における避難所の相互利用に関する協定（京都市）

出典：大津市資料（平成 26 年 7 月：総務部）

京都市（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時における京都市の指定避難場所及び大津市の避難所の相互受入れについて、次のとおり協定を締結する。

1 災害発生時において、甲は、京都市山科区のうち、大津市と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合、同市藤尾学区にある乙の避難所を使用することができる。この場合において、甲は、必要に応じて、山科区役所の職員を当該避難所に派遣するものとする。

2 災害発生時において、乙は、大津市のうち、京都市山科区と隣接する地域の住民が避難するための施設が必要となった場合、同区音羽学区にある甲の指定避難所を使用することができる。この場合において、乙は、必要に応じて、大津市役所の職員を当該指定避難所に派遣するものとする。

3 第 1 項による避難所の使用及び第 2 項による指定避難所の使用は、必要最小限の範囲内において行うものとし、当該避難所が開設されている期間を超えて使用することはできない。

4 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙ともに協議して定める。  
本協定書を締結した証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 28 日

甲

京都市

京都市長

印

乙

大津市

大津市長

印

## ア-11 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ（下水道事業災害時近畿ブロック）

出典：大津市資料（令和2年1月：企業局）

令和2年1月24日

大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道被害が発生した場合に備え、近畿2府7県（以下「近畿ブロック」という。）の下水道事業における相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、堺市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、(公社)日本下水道協会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会は、本申し合わせを定め、相互に確認した。

※(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

### 1 近畿ブロック連絡会議幹事等

近畿ブロックの連絡会議幹事は、事務局である大阪府が行うものとする。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができ、副幹事は支援連絡会議の開催府県の下水道部局が行うものとする。

なお、幹事の業務については、第10項に記載の事項又は全国ルール第4条に記載の事項とする。

広域的な災害により、幹事、副幹事が速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を代理として指名することができる。三重県、徳島県はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロックで対応する為原則除くものとする。

### 2 災害時支援体制

#### (1) 支援体制の設立条件

- ① 近畿ブロック内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 近畿ブロック内で震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から別表2により支援要請があった場合

#### (2) 対策本部の設置

被災した自治体を所管する府県下水道担当課長は、別表1に定める「下水道事業災害時近畿ブロック対策本部」（以下「対策本部」という。）を原則として、被災した自治体を所管する府県庁所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置する。

#### (3) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 対策本部長  
対策本部長は、原則として、被災した自治体を所管する府県下水道担当課長とする。ただし、対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第2項(4)③に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。
- ② 副本部長  
副本部長は、原則として、「大阪府都市整備部下水道室事業課長」、「兵庫県県土整備部土木局下水道課長」の順とする。ただし、対策副本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック支援連絡会議の府県等を対策本部長代行として指名できる。
- ③ 対策本部長  
別表1に定めるものとする。
- ④ 対策特別本部長  
国土交通省とする。

#### (4) 対策本部長の業務

対策本部長の業務は、以下の通りとする。

- ① 対策本部長は、震度6弱以上の地震発生時に対策本部を設置し、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合は、第2項(5)に基づく総合調整の上、次に掲げる者を本部長に追加する。  
ア 近隣ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長  
イ 大都市連絡窓口  
ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長  
エ 対策本部長が必要と認めた者
- ② 対策本部長は、震度5強以下の地震若しくはその他の大規模災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請があった場合は、自府県での対応の可否を検討し、対応不可能な場合は、対策本部を設置し、別表2により支援を要請する。また、ブロック内で対応できるかどうか副本部長と検討し、決定する。ブロック内で対応が困難で広域支援が必要な場合は、前項①と同様に支援要請を行う。
- ③ 対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第2項(5)に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。  
なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

- ④ 対策本部長は、副本部長及び本部長に対し、支援活動に必要な事項を指揮する。
- ⑤ 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、策本部構成員の属する

組織及び団体の職員の中から対策本部長が指名する。

なお、対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができる。

- ⑥ 対策本部長は、対策本部を設置した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。  
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡する。
- ⑦ 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。
- ⑧ 対策本部長は、速やかに被害の状況を把握し、必要に応じ副本部長及び本部員を招集する。
- ⑨ 対策本部長は、被災状況により、対策本部長及び対策本部の業務の一部又は全てを副本部長に委ねることができる。
- ⑩ 対策本部長は、被災した自治体の復旧状況等を勘案の上、対策本部による業務の必要がなくなったと認める場合、対策本部を解散する。この場合、対策本部長は、対策本部を解散した旨を、別表 2 の連絡系統により連絡する。  
また、併せて各ブロック連絡会議幹事に解散について連絡する。

※連絡については別表 2 によるメールもしくは FAX 連絡を基本とするが、第 1 報（地震発生報告）のみ別表 3 による電話連絡を併用する。

(5) 対策特別本部員の業務

対策特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(6) その他

- ① 対策本部長は、平成 24 年 10 月 25 日付け「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」の主旨を踏まえ、府県間の全般的な災害応援活動との整合を図るとともに迅速かつ円滑な応援活動が実施できるよう、同協定第 5 条第 2 項の通知を受けた応援府県と緊密な連絡調整を図るものとする。  
また、場合によって同協定第 8 条に定める応援活動の実施に必要な情報収集等（緊急派遣）について行うことができる。なお緊急派遣に要する費用は、緊急派遣職員が所属する府県等の負担とする。
- ② 大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災団体に含まれる場合、当該都市に対する支援は原則として平成 24 年 10 月 1 日付け「21 大都市災害時相互応援に関する協定」による。
- ③ 副本部長及び本部員は、自らの被災復旧活動に専念するため対策本部の活動に参加することが困難な場合には、対策本部長にその旨を伝え、対策本部の活動に参加しないことができる。
- ④ 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した自治体を所管する府県は、被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡する。  
（公社）日本下水道協会は、各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡する。

3 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
  - ① 対策本部の設置に関すること。
  - ② 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
  - ③ 支援計画の立案に関すること。
  - ④ 大都市ルールとの調整に関すること。
  - ⑤ 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
  - ⑥ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
  - ⑦ 支援・応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第 7 項（3）に規定する現地支援総括者の指名に関すること。
  - ⑧ 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等にかかる支援・調整に関すること。
  - ⑨ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
  - ⑩ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
  - ⑪ 各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への被災状況の情報提供に関すること。
  - ⑫ 下水道対策本部の解散に関すること。
  - ⑬ その他支援の実施に必要な事項。
- (2) 広域支援が必要な場合は、次に掲げる業務を追加するものとする。
  - ① 本部員の参加要請に関すること。
  - ② 近隣ブロックへの支援調整に関すること。
  - ③ 大都市への支援調整に関すること。
  - ④ その他広域支援の実施に必要な事項。

4 支援体制の確立

- (1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第 2 項（5）に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡する。

## 19 その他 (2) 協定書等〔大津市〕

なお、支援計画の立案にあたっては、府県及び関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行う。また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第2項(5)に基づく総合調整の上、近隣ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、前(1)～(3)に基づき支援体制を確立する。

### 5 支援活動

- (1) 府県下水道所管課長は、対策本部長の指揮に基づいて、管内の大都市及び日本下水道事業団を除く自治体等に対する出動要請を行うとともに、支援に参加する自府県及び管内の自治体等の職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (2) 大都市及び日本下水道事業団の担当課長は、対策本部長の指揮に基づいて、それぞれ自らの職員による支援隊の編成及び指示・総括を行う。
- (3) 支援隊は、支援活動に必要な食料、飲料水及び寝具等を用意して、「自己完結型」の支援活動を行う。
- (4) 支援隊は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に支援活動を実施する。
- (5) 民間団体の本部員は、対策本部長の指揮に基づき、被災した府県及び市町村等の被害調査や復旧工事が円滑に実施出来るよう傘下民間各企業の連絡調整に当たる。

### 6 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をしたうえで、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整、調達等を行い、被災した自治体に応援を行う。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

### 7 前線基地

- (1) 対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、支援・応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 支援・応援隊の前線基地は、原則として、被災した自治体内の終末処理場等に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の自治体内に設置する。
- (3) 支援・応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、支援・応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の支援・応援隊が入る場合は、対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な支援・応援活動が行われるよう支援・応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び支援・応援する自治体との連絡調整について配慮する。

### 8 被災した自治体の役割

- (1) 被災した自治体は、可能な限り支援・応援隊の誘導や調査班等の円滑な活動の調整、作業場の確保を行うとともに、支援・応援業務に関し対策本部と緊密な連携をとり円滑な支援・応援活動の遂行に協力し、後日に必要な手続きをとる。
- (2) 被災した自治体は、対策本部に対して被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、支援・応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。

### 9 費用負担

- (1) 被災した自治体の被害状況等を把握するための先遣調査までに要した費用は、支援する自治体が負担する。
- (2) 被災した自治体の災害復旧のための緊急措置以降の調査等業務に要した費用は、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 前項(1)及び(2)について、被災規模かつ調査期間等を考慮し、別途協議により、定めることができるものとする。
- (4) 支援する自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が支援活動中に生じたものについては、支援を受けた自治体が、また、支援する自治体への移動の途中において生じたものについては、支援する自治体がそれぞれ賠償の責を負う。

### 10 近隣ブロックからの支援要請

近隣ブロックから支援要請があった場合は、以下のとおり対応する。

なお、連絡窓口は、近畿ブロック連絡会議幹事とする。

- (1) 近隣ブロックから支援要請があった場合、ブロック窓口である近畿ブロック連絡会議幹事は、必要に応じ、府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行う。  
なお、(公社)日本下水道協会は、支援要請があった近隣ブロックの被災状況等の情報収集にあたり、速やかに情報伝達等を行う。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに府県を通じて近畿ブロック連絡会議幹事に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告する。
- (3) 近隣ブロックから支援要請を受けた自治体は、近隣ブロックの対策本部の指示のもと、支援活動を行う。

1.1 支援連絡会議の開催等

- (1) 毎年 1 回、別表 4 に定める下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議（以下「支援連絡会議」という。）を開催する。
- (2) 支援連絡会議は、災害時の支援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じ災害時を想定した予行演習・訓練及び研修を実施する。
- (3) 支援連絡会議の開催場所は大阪府を除く府県の支援連絡会議構成員（以下「構成員」という。）の持ち回りとし、兵庫県→福井県→滋賀県→京都府→奈良県→和歌山県の順とする。支援連絡会議は、会議開催の府県が召集、主催し、会議の議長を務める。
- (4) 支援連絡会議の事務局は、会議開催の府県の下水道部局及び大阪府都市整備部下水道室事業課に置く。  
大阪府は名簿作成等の支援連絡会議の基本的な事務を処理し、会議開催の府県は支援連絡会議の開催及び災害時を想定した予行演習・訓練・研修に係る事務を行う。
- (5) 構成員は、あらかじめ連絡窓口を定め、構成員又は連絡窓口に変更があった場合は、すみやかに支援連絡会議事務局に報告する。

1.2 その他

- (1) 構成員は、災害発生の際、支援活動を実効あるものとするため、平素から構成員相互間のもとより、構成員以外の自治体等及び関連民間団体との連携・情報交換に努め、災害発生時の迅速・的確な対応に万全を期する。
- (2) 府県の構成員は、対策本部が設置された場合に支援活動が本申し合わせに基づき円滑に遂行されるよう、自府県関係部局と必要な調整を行っておくとともに、自治体等に対しこの申し合わせ事項を周知する。  
また、自治体等に対し、支援を受ける際に必要な下水道台帳や管内住宅地図を複数部整備し、複数箇所に保管する等の対策を日頃から心掛けるよう指導する。
- (3) 本申し合わせに定めのない事項及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議して定める。

付則

この申し合わせは、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 18 年 8 月 4 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 19 年 8 月 27 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 20 年 9 月 11 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 21 年 9 月 2 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 22 年 9 月 6 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 23 年 9 月 9 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 24 年 11 月 1 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 27 年 1 月 15 日から適用する。

付則

この申し合わせは、平成 28 年 3 月 23 日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成 29 年 9 月 12 日から適用する。

附則

この申し合わせは、平成 31 年 1 月 23 日から適用する。

附則

この申し合わせは、令和 2 年 1 月 24 日から適用する。

## 別表 1

## 下水道事業災害時近畿ブロック対策本部

本 部 長 被災自治体を所管する府県下水道担当課長

副 本 部 長 大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長  
 〃 兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長（大阪府が被災した場合）

本 部 員 福井県 土木部 河川課長  
 〃 滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長  
 〃 京都府 環境部 水環境対策課長  
 〃 奈良県 県土マネジメント部 下水道課長  
 〃 和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長  
 〃 三重県 県土整備部 下水道課長  
 〃 徳島県 県土整備部 水・環境課長  
 〃 大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長  
 〃 京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長  
 〃 神戸市 建設局 下水道部 計画課長  
 〃 堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長  
 〃 福井市 下水道部長  
 〃 大津市 企業局技術部 技術事業長  
 〃 福知山市 上下水道部 総務課長  
 〃 姫路市 下水道局長  
 〃 奈良市企業局管理部次長  
 〃 和歌山市 建設局 下水道部長  
 〃 津市 下水道局長  
 〃 徳島市 土木部 下水道事務所保全課長  
 〃 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長  
 〃 (公社)日本下水道協会 技術研究部 技術指針課長  
 〃 (一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長  
 〃 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（機械）  
 〃 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員（電気）  
 〃 (公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長  
 〃 (一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長  
 〃 全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長  
 〃 対策本部長が必要と認めた者  
 （大阪市、京都市、神戸市又は堺市が被災した場合  
 東京都 下水道局 計画調整部 計画課長）

特 別 本 部 員 国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局 建 政 部 都 市 整 備 課 長

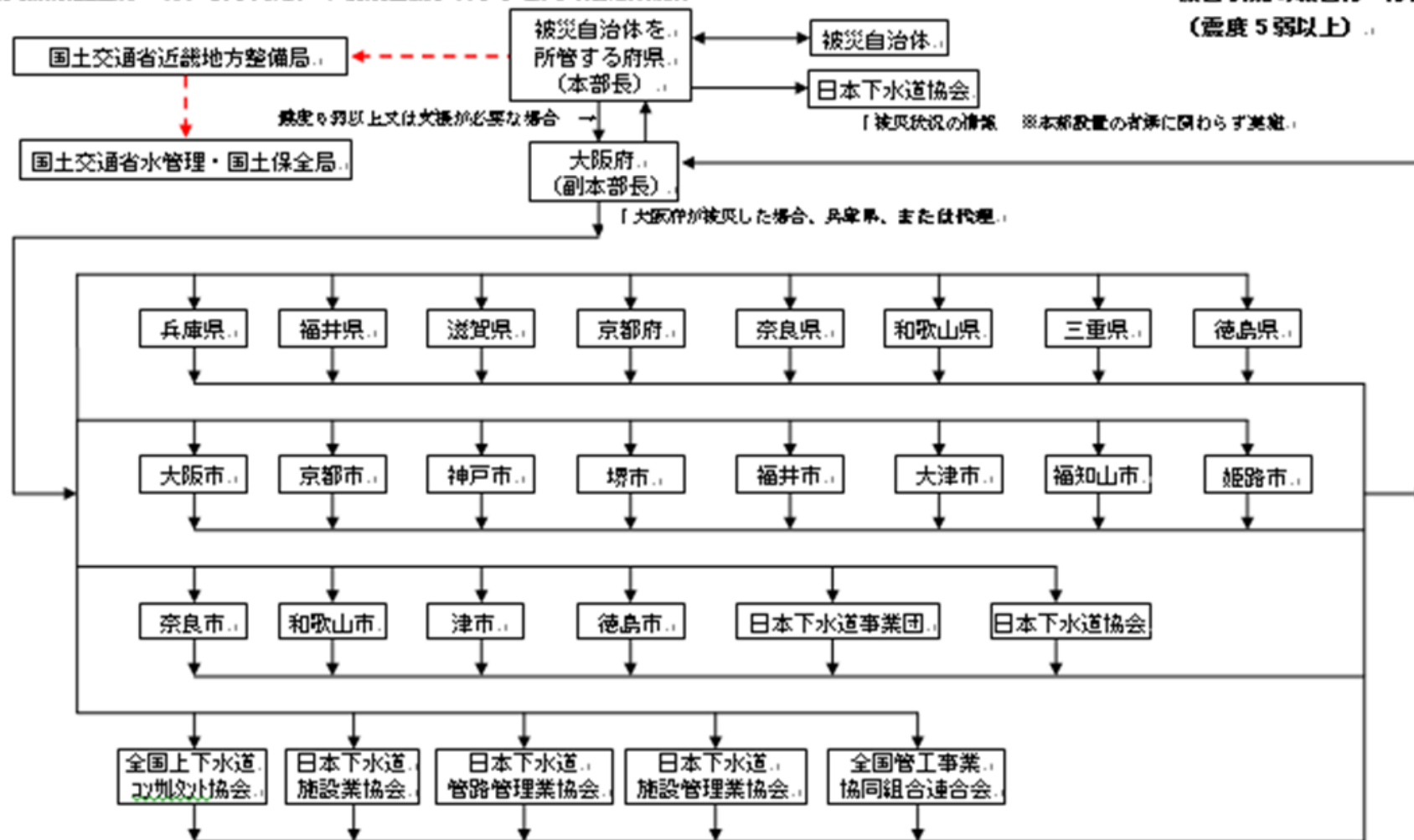
メール・FAX 用

別表2 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（一斉連絡方式）※基本的にこの系統で連絡

（広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）

＜凡例＞

← 被災状況の報告ルールに基づく  
（震度5弱以上）

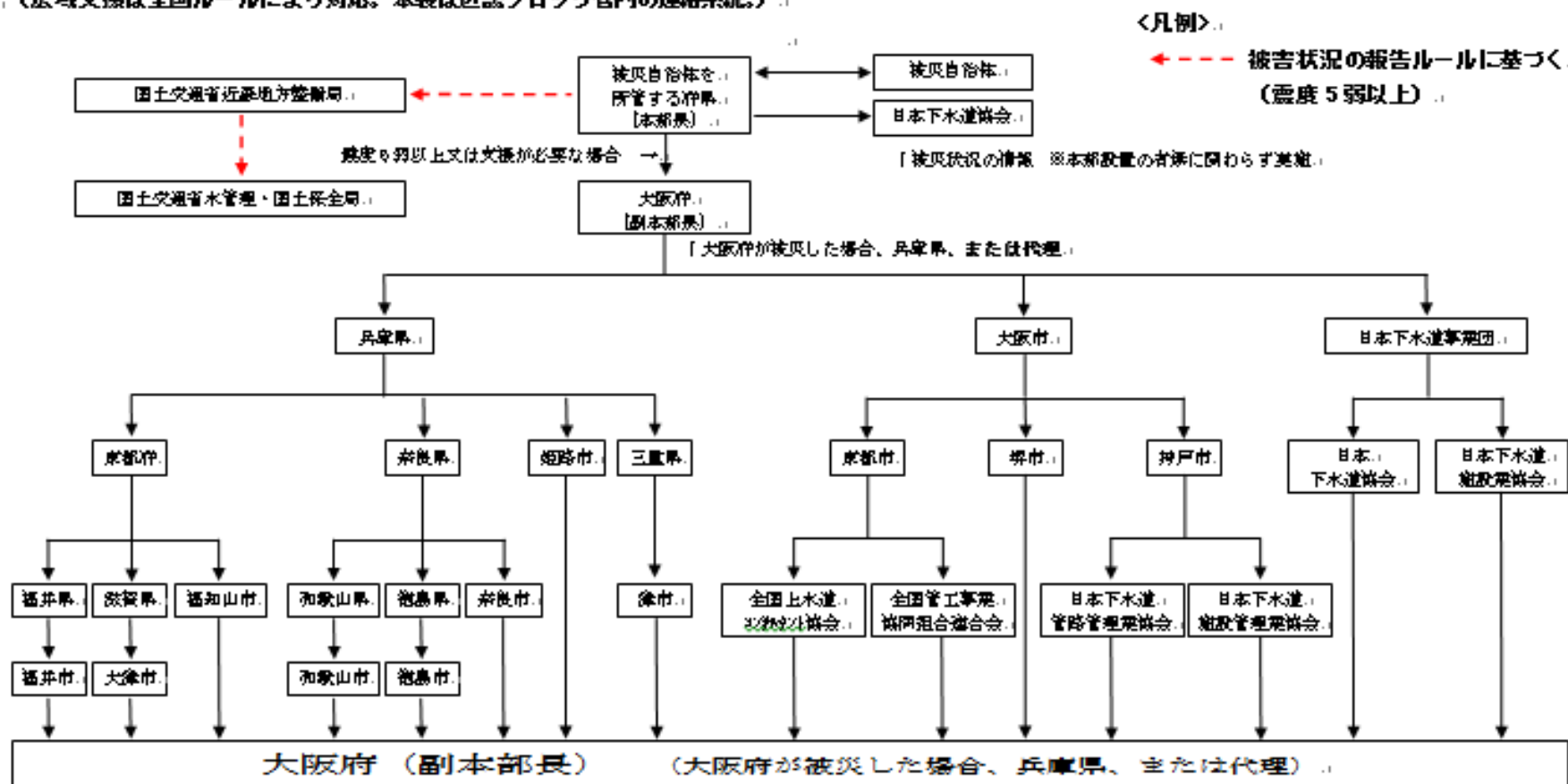


＜広域支援の場合＞ 近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

※本部長、副本部長及び幹事が被災し、速やかな対応が困難であると認められる場合は、近畿ブロック支援連絡会の府県を代理・代行として指名できる。

電話用

別表3 下水道事業災害時近畿ブロック支援本部緊急連絡系統（順次連絡方式）※第1報の電話連絡時のみ、この系統を使用。  
 （広域支援は全国ルールにより対応。本表は近畿ブロック管内の連絡系統。）



※対策本部になった府県をとばして情報伝達を行う。

＜広域支援の場合＞

近畿地方整備局と調整。日本下水道協会、大都市窓口（東京都）、各ブロック連絡会幹事に報告。

## 別表 4

## 下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡会議

大阪府 都市整備部 下水道室 事業課長  
 兵庫県 県土整備部 土木局 下水道課長  
 福井県 土木部 河川課長  
 滋賀県 琵琶湖環境部 下水道課長  
 京都府 環境部 水環境対策課長  
 奈良県 県土マネジメント部 下水道課長  
 和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 下水道課長  
 三重県 県土整備部 下水道課長  
 徳島県 県土整備部水・環境課長  
 大阪市 建設局 下水道河川部 調整課長  
 京都市 上下水道局 下水道部 管理課担当課長  
 神戸市 建設局 下水道部 計画課長  
 堺市 上下水道局 下水道部 下水道管路課長  
 日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課長  
 福井市 下水道部長  
 大津市 企業局技術部 技術事業長  
 福知山市 上下水道部 総務課長  
 姫路市 下水道局長  
 奈良市企業局管理部次長  
 和歌山市 建設局 下水道部長  
 津市 下水道局長  
 徳島市 土木部 下水道事務所保全課長  
 (公社)日本下水道協会 技術研究部技術指針課長  
 (一社)全国上下水道コンサルタント協会 関西支部長  
 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (機械)  
 (一社)日本下水道施設業協会 災害支援近畿地区担当委員 (電気)  
 (公社)日本下水道管路管理業協会 関西支部長  
 (一社)日本下水道施設管理業協会 西部支部長  
 全国管工事業協同組合連合会 近畿ブロック長

## ア-12 大津市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）

出典：大津市資料（令和2年10月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設（以下「協定下水道施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 大津市水再生センター
- 二 晴嵐中継ポンプ場
- 三 比叡平中継ポンプ場
- 四 大江中継ポンプ場
- 五 石山第1中継ポンプ場
- 六 田上第2中継ポンプ場
- 七 大石中継ポンプ場
- 八 下阪本第2中継ポンプ場
- 九 唐崎中継ポンプ場
- 十 南小松中継ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附随する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 大津市企業局技術部下水道課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団近畿総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年10月1日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市公営企業管理者 山極 正勝

東京都文京区湯島二丁目31番27号  
乙 日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博

### ア-13 大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定（湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、八日市布引ライフ組合）

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害。以下「災害」という。）の発生時に大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合及び八日市布引ライフ組合（以下「近隣し尿等処理協力団体」という。）が、協力して、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 この協定により近隣し尿等処理協力団体が協力して実施する事項は次のとおりとする。

(1) し尿処理施設が災害により処理不能となった場合又は処理能力を超えるし尿等が発生した場合におけるし尿等の受入れ

(2) 前号に定めるもののほか、し尿等の処理に関し必要な事項

（処理要請）

第3条 近隣し尿等処理協力団体において災害によりし尿等の適切な処理が困難となった場合は、近隣し尿等処理協力団体間で、協力して処理することについて必要な調整を行うものとする。

2 処理要請を受けた団体は、自らのし尿等の処理に支障がない限り、受入れるものとする。

3 し尿等の処理要請は、次の事項をできるだけ明確に記載した、し尿等処理要請書（別記様式）により行うこととする。ただし、当該要請書を作成・送付する時間的余裕がないときは、電話等使用可能な伝達手段で要請を行い、後にし尿等処理要請書を送付するものとする。

(1) 災害の発生日時、場所、災害による被災状況

(2) し尿等処理要請内容等

(3) 連絡責任者

(4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 し尿等の処理に要する経費は、処理を要請する団体が負担するものとし、支払方法等については、団体双方で協議し、決定するものとする。

2 処理を要請する団体が負担すべき経費は、要請を受けた団体の前年度におけるし尿等の処理に要した直接経費により算出した1キロリットル当たりの単価に、受入量に乗じた額とする。

（他の協定との関係）

第5条 この協定は、近隣し尿等処理協力団体等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。

（組織変更等に伴う措置）

第6条 近隣し尿等処理協力団体は、合併等により組織に変更等が生じた場合には、当該変更後の団体にこの協定を承継させるものとする。

（協定の効力の消滅）

第7条 この協定の締結以後において、近隣し尿等処理協力団体のすべてを含む地方公共団体間で災害時の廃棄物の処理に関する協定が締結された場合は、当該災害時の廃棄物の処理に関する協定の効力の発生をもって、この協定の効力は消滅するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、近隣し尿等処理協力団体がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月1日

滋賀県大津市御陵町3-1  
大津市長 越 直 美

滋賀県栗東市小柿三丁目1番1号  
湖南広域行政組合  
管 理 者 橋 川 渉

滋賀県甲賀市水口町水口6218  
甲賀広域行政組合  
管 理 者 中 嶋 武 嗣

滋賀県東近江市柴原南町1590番地  
八日市布引ライフ組合  
管 理 者 小 椋 正 清

(別記様式)

し尿等処理要請書

年 月 日

様

(団体代表者名)  
住所  
氏名 ㊞

大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定第3条第3項の規定に基づき、下記のとおりし尿等の処理を要請します。

記

1 災害の状況

|            |                |
|------------|----------------|
| 災害の種類      |                |
| 発生日時       | 年 月 日 ( ) 時 分頃 |
| 発生場所       |                |
| 災害による被災の状況 |                |

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 し尿等処理要請内容等

| 項目                    | 内 容 等                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 処理施設の所在地及び名称並びに代表者の氏名 |                                                                                       |
| 処 理                   | 1 処理量<br>(1) し尿 kl ( t バキューム車 台)<br>(2) 浄化槽汚泥 kl ( t バキューム車 台)<br>2 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 |

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 連絡先

|           |  |
|-----------|--|
| 団 体 名     |  |
| 担 当 部 課   |  |
| 連 絡 責 任 者 |  |
| 電 話       |  |
| F A X     |  |
| 電子メールアドレス |  |
| そ の 他     |  |

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

4 その他必要事項

## ア-14 災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に滋賀県斎場施設連絡協議会（以下「協議会」という。）構成火葬場が所管する区域における遺体の円滑な火葬を実施することにより、公衆衛生の確保に資することを目的に相互の応援協力に関する必要な事項を定める。

(応援協力の適用)

第2条 応援協力は、火葬施設（以下「施設」という。）が次の各号のいずれかに該当し、協議会構成火葬場からの要請があった場合に適用するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により、施設が被災して稼働できなくなったとき。
- (2) 災害により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する「感染症」により、施設の能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき。
- (4) 前3号以外の原因により、施設において火災若しくは爆発、又は主要機器の故障等（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で火葬業務に支障が生じたとき。

(応援協力の内容)

第3条 応援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の実施)

第4条 応援協力の実施については、施設が第2条に掲げる事態に陥った火葬場が、応援要請を行うものとする。なお、手続は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

2 応援協力の要請を受けた火葬場は、自らの火葬業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1号に規定する火葬に係る経費は、業務を請け負った火葬場（以下「請負火葬場」という。）が定める使用料とし、その使用料は、使用者及び応援要請を行った火葬場が負担するものとする。なお、支払方法は、「火葬場の相互応援協力に関する手順書」として別に定める。

2 第3条第2号、第3号及び第4号並びに当該火葬業務による機器の摩耗、損傷、及び人員の負傷、疾病、又は死亡した場合等に係る経費については、請負火葬場が負担するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく協力等を妨げるものではない。また、災害時において滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱が適用された場合には、当該要綱が優先されるものとする。

(組織の変更に伴う取扱)

第7条 この協定を締結した火葬場が、合併等により組織に変更等が生じた場合には、この協定を承継したものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、協議会においてその都度協議して定めるものとする。

(適用期日)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年11月6日

滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1252番地

|              |     |       |
|--------------|-----|-------|
| 彦根愛知犬上広域行政組合 | 管理者 | 大久保 貴 |
|--------------|-----|-------|

滋賀県東近江市柴原南町1590番地

|            |     |       |
|------------|-----|-------|
| 八日市布引ライフ組合 | 管理者 | 小椋 正清 |
|------------|-----|-------|

滋賀県長浜市八幡中山町200番地

|              |     |       |
|--------------|-----|-------|
| 湖北広域行政事務センター | 管理者 | 若林 正道 |
|--------------|-----|-------|

滋賀県守山市川田町2230番地の3

|            |     |       |
|------------|-----|-------|
| 守山野洲行政事務組合 | 管理者 | 宮本 和宏 |
|------------|-----|-------|

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

|       |    |      |
|-------|----|------|
| 近江八幡市 | 市長 | 小西 理 |
|-------|----|------|

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

|     |    |       |
|-----|----|-------|
| 甲賀市 | 市長 | 岩永 裕貴 |
|-----|----|-------|

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

|     |    |       |
|-----|----|-------|
| 湖南市 | 市長 | 谷畑 英吾 |
|-----|----|-------|

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

|     |    |      |
|-----|----|------|
| 草津市 | 市長 | 橋川 渉 |
|-----|----|------|

滋賀県大津市御陵町3番1号

|     |    |       |
|-----|----|-------|
| 大津市 | 市長 | 佐藤 健司 |
|-----|----|-------|

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

|     |    |       |
|-----|----|-------|
| 高島市 | 市長 | 福井 正明 |
|-----|----|-------|

## イ-1 滋賀県市長会災害相互応援協定（滋賀県市長会）

出典：大津市資料（平成24年12月）

滋賀県市長会会員市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が出来ない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に執行するため、次の通り協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供。
- (3)救援、救助及び応急復旧に必要な車両の提供
- (4)救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5)前各合に掲げるものの他、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4)応援場所及び応援の期間
- (5)前各号に掲げるものの他、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市(以下「応援市」という。)は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関する締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第7条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第8条 この協定が、平成24年11月27日から効力を発生するものとする。

平成24年11月27日

大津市長  
彦根市長  
長浜市長  
近江八幡市長  
草津市長  
守山市長  
栗東市長  
甲賀市長  
湖南市長  
野洲市長  
高島市長  
東近江市長  
米原市長

## イ-2 防災映像情報の交換に関する協定（滋賀県）

出典：大津市資料（平成 27 年 12 月）

滋賀県（以下「甲」という。）と大津市（以下「乙」という。）は、災害発生時の状況を迅速かつ的確に把握し、相互に密接な連携を図るため、映像情報の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲および乙が保有する映像情報の相互交換等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（装置の設置等）

第 2 条 甲は、情報の交換のために必要な装置（以下「甲が設置する装置」という。）を乙が管理する庁舎内に設置するものとする。

2 乙は、甲が装置を設置するため、乙が管理する庁舎を無償で甲に使用させるものとする。

3 甲が設置する装置と乙が管理する映像システムを接続するために必要な通信回線（LAN 回線）は、甲および乙が分担して整備するものとする。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網は、甲および乙がそれぞれ用意するものとする。

（設置場所の変更等）

第 3 条 甲または乙は、甲が設置する装置の設置場所の変更等を行うときは、あらかじめ甲または乙に協議するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲が設置する装置の設置、保守点検および修理に要する経費は、甲の負担とする。

2 甲が設置する装置の維持費（電力の使用料）は、乙の負担とする。

3 通信回線（LAN 回線）の設置および修理に要する経費は、甲および乙がそれぞれ負担する。

4 情報を交換するために必要な光ファイバー網の利用に係る費用は、甲および乙がそれぞれ負担する。

5 甲が設置する装置の設置場所の変更等に要する費用は、原因者が負担するものとする。

（交換する情報およびデータの取扱い）

第 5 条 災害発生時における映像情報の交換は、甲および乙の業務に支障が生じない範囲内で行うものとする。

2 交換する映像情報および連絡・調整先は、あらかじめ協議するものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 前条の規定にかかわらず、期間満了の日の 2 か月前までに甲または乙から書面による協定廃止に係る意思表示がないときは、協定期間は当該期間満了の日から 1 年延長されたものとみなす。

（疑義等の決定）

第 7 条 この協定に疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 1 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市長 越 直 美

## ウ-1 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と大津市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。

- 一 大津市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 大津市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年5月23日

|   |          |         |
|---|----------|---------|
| 甲 | 近畿地方整備局長 | 上 総 周 平 |
| 乙 | 大津市長     | 越 直 美   |

## ウ-2 災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定（大津中央郵便局）

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

大津市長（以下「甲」という。）と大津中央郵便局長（以下「乙」という。）は、大津市内に発生した地震その他による災害時において、大津市及び大津市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、大津市内に災害が発生し、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1） 甲及び乙が収集した避難所に避難している市民等の情報の相互提供

（2） 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱い

（3） 災害時における道路上の陥没箇所、その他の道路の破損箇所等の情報提供

（4） 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項の協力の要請（以下「協力要請」という。）に当たっては、プライバシーの保護に十分留意しなければならない。

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、協力要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（1） 災害の状況

（2） 協力要請の内容

（3） 協力要請の期間

（協力の実施）

第4条 甲又は乙は、協力要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

2 乙は、この協定に基づき協力をするときは、大津市内の郵便局間の連絡調整を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 大津市内の郵便局は、甲との協議により大津市又は大津市内の各地域が行う防災訓練等に参加するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当課）

第9条 甲及び乙は、相互協力のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

甲 大津市長

乙 大津中央郵便局長

## エ-1 災害時における生活物資の調達等に関する協定（生活協同組合コープしが）

出典：大津市資料（平成23年4月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープしが（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対してその所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに「緊急物資調達要請書」を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第2項ただし書の規定による口頭による要請の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとし、乙は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第9条に基づき、最大の奉仕に努めるものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引き取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対し引渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、日本生活協同組合連合会等との連携を強化し、災害の発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 産業観光部産業政策課

乙の連絡窓口 生活協同組合コープしが CSP 推進チーム

（変更及び廃止）

第9条 甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。

（雑則）

第10条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成23年3月18日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市

市長

滋賀県大津市竜が丘1番1号

乙 生活協同組合コープしが

理事長

《別紙》

緊急物資調達要請書

年 月 日

生活協同組合コープしが 理事長 様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 緊急に物資調達の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

| 必要とする物資の内容 | 数 量 | 備 考 |
|------------|-----|-----|
|            |     |     |

3 連絡先

## エ-2 災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津市コンビニエンスストア協会）

大津市（以下「甲」という。）と大津市コンビニエンスストア協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し市民の安全確保を図るとともに生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に必要と認められるときには、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）乙の会員の所有する物資等の供給に関すること。

（2）乙の会員の店舗用駐車場を、避難場所として提供すること。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条第2条ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した生活物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に要請した生活物資を乙の店舗に赴き、引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて、乙に対し店舗以外の搬入場所の指定及び運搬についての協力を求めることができる。この場合において、乙はこれに応えるよう努めるものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、引き渡した生活物資の代金を第4条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。

2 甲は、乙からの請求により、引き取った生活物資の代金を乙に速やかに支払うものとする。

（その他の防災活動）

第7条 甲は、第2条に定める事項以外で災害への対応について協力を求める事項が生じた場合は、乙にその旨を伝え協力を求めるものとする。

2 乙は前項の協力を求められたときは誠意をもって対応するものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部商工労働政策課

乙の連絡窓口 大津市コンビニエンスストア協会

（変更及び廃止）

第9条 甲又は乙が、この協定を変更又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に協議を申し入れなければならない。

（その他）

第10条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

（旧協定書の効力）

第11条 平成17年1月13日付けで大津市と大津地区コンビニエンスストア防犯連絡協議会及び大津北地区コンビニエンスストア防災連絡協議会が締結した災害時における生活物資の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年 4月27日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
市長

滋賀県大津市木下町18番23号  
乙 大津市コンビニエンスストア協会  
会長

(別紙)

緊急物資調達等要請書

年 月 日

大津市コンビニエンスストア協会 会長 様

大津市長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 緊急に物資調達の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

| 必要とする物資の内容 | 数 量 | 備 考 |
|------------|-----|-----|
|            |     |     |

3 連絡先

### エ-3 災害時における生活物資の調達等に関する協定（イオンリテール株式会社東近畿カンパニー）

出典：大津市資料（平成 23 年 4 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社東近畿カンパニー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における生活物資の調達その他の防災活動に係る協力についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災者に対し避難場所を提供するとともに、大津市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し、市民の安全確保と生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害発生時に必要と認められるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1） 乙の保有する物資等の供給に関すること。

乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店の駐車場を、避難場所として提供すること。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達等要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 3 条 乙は、甲から前条第 1 項の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、速やかに同項各号に掲げる事項の履行に努めるものとし、当該履行した事項について甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第 4 条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるものとし、乙は要請に応じ乙の店舗であるイオンリテール株式会社イオン西大津店及び近隣の店舗から調達するものとする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第 5 条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（物資等の引渡し）

第 6 条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（情報連絡体制の確認）

第 7 条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第 8 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

（1） 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（2） その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（連絡責任者）

第 9 条 この協定に関する甲の連絡責任者は、産業観光部産業政策課長とする。

2 この協定に関する乙の連絡責任者は、イオンリテール株式会社イオン西大津店店長とする。

（協定の期間）

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（雑則）

第 11 条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 3 月 18 日

大津市御陵町 3 番 1 号

甲 大津市

大津市長

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 23 号

乙 イオンリテール株式会社東近畿カンパニー

執行役員支社長

《別紙》

緊急物資調達等要請書

年 月 日

イオンリテール株式会社東近畿カンパニー執行役員支社長 様

大津市長

災害時における生活物資の調達等に関する協定第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 要請する事項
- 2 緊急に物資調達の必要が生じた理由（物資等の供給を要請した場合）
- 3 調達を必要とする物資の内容（物資等の供給を要請した場合）

| 必要とする物資の内容 | 数 量 | 備 考 |
|------------|-----|-----|
|            |     |     |

- 4 連絡先

## 別表（第4条関係）

## 災害時の主な必要物質一覧

| 災害発生直後に必要な物資                                                                                              | その後に必要な物資                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 食料品                                                                                                       | 食料品                                                                                 |
| おにぎり<br>パン類<br>カップ麺<br>飲料水<br>牛乳<br>粉ミルク<br>缶詰(イージーオープン)                                                  | 精米<br>即席麺<br>食パン<br>レトルト食品<br>漬物<br>梅干<br>野菜<br>調味料<br>肉類<br>菓子類<br>果物<br>お茶        |
| 生活必需品                                                                                                     | 生活必需品                                                                               |
| 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジ<br>オ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使<br>い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェッ<br>トティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏<br>季）、使い捨てカイロ（冬季） | タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊<br>飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石<br>鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備<br>薬、救急セット、防水シート |

#### エ-4 災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津商工会議所、大津北商工会、瀬田商工会）

出典：大津市資料（平成24年1月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）、大津商工会議所（以下「乙」という。）、大津北商工会（以下「丙」という。）、及び瀬田商工会（以下「丁」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）に対して必要な情報を提供するとともに、乙等の会員の所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断させる場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく生活物資の確保）

第3条 乙等は、甲から前項の要請を受けたときは、それぞれ速やかに加盟会員と連携し、必要な生活物資の供給に努めるものとする。

2 この場合、乙等は、それぞれの会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（生活物資）

第4条 甲が乙等に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙等協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙等の会員が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙等協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙等に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙等に対し必要に応じて引き渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

2 この場合、乙等は、それぞれの会員に必要な情報を提供し、指示するものとする。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙等は、それぞれ第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙等にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙等協議の上、変更することができる。

（広域的支援体制の整備）

第8条 乙等は、乙等相互並びに乙等以外の商工会議所及び商工会等との連携を推進する等して、災害発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙等はそれに協力するものとする。

2 甲と乙等は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙等は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙等は、平常時から災害時の生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲と乙等は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部産業政策課長

乙の連絡窓口 大津商工会議所専務理事

丙の連絡窓口 大津北商工会事務局長

丁の連絡窓口 瀬田商工会事務局責任者

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

（旧協定の効力）

第12条 平成23年7月11日付けで大津市と大津北商工会と締結した災害救助に必要な物資等の調達等に関する協定は、この協定の締結をもって失効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年1月13日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市打出浜2番1号コラボしが21 9階  
大津商工会議所  
会 頭

丙 大津市本堅田三丁目7番14号  
大津北商工会  
会 長

丁 大津市大江四丁目18番10号  
瀬田商工会  
会 長

## エ-5 災害時相互応援に関する協定（地方卸売市場）

出典：大津市資料（平成24年12月：産業観光部）

この協定は、地方卸売市場（以下「市場」という。）を開設する都市において、地震等による災害が発生し、災害を受けた場合、市場が生鮮食料品等を被災地域の住民に供給する場合において、災害を受けていない都市の市場が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災地域における生鮮食料品等の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供
- （2）被災地域の住民に供給する生鮮食料品等の提供に係る搬送
- （3）人的応援は搬送に伴う範囲とし、物的応援は入場業者が取り扱う物品にとどめ、市場独自で対応できる範囲とする。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市場は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
- （3）前条第2号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- （4）人的応援を要請する場合においては、宿泊施設等の確保
- （5）前各号に掲げるもののほか、市場が迅速に対応できる情報等

（応援の期間）

第3条 応援の期間は、一週間程度とし、長期に及ぶ場合は、市場間で調整のうえ対応する。

（協定の順守）

第4条 応援を要請された市場は、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

（応援に要する経費負担等）

第5条 応援に要した経費（生鮮食料品等の対価・搬送に要した費用・物的、人的応援費用）は、応援を要請する市場が負担する。

その経費の負担については、次のとおりとする。ただし応援する市場が自主的に行う救援物資に伴う費用は無償とする。

（1）応援を要請した市場が負担する経費の額は、応援をした市場が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

（2）応援職員が応援業務により負傷又は疾病等にかかった場合に要する経費は、応援市場の負担とする。

（応援経費の請求等）

第6条 前条に定める応援に要する経費を応援市場が支払った場合、応援を要請した市場にその経費を請求する。

（連絡担当者）

第7条 この協定を締結する市場は、あらかじめ相互応援のための連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をするものとする。

（定めのない事項）

第8条 協定の実施に関し、この協定に定めのない事項は、市場間で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成11年3月26日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各市場は記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月26日

長浜地方卸売市場株式会社 代表取締役  
彦根総合地方卸売市場株式会社 代表取締役  
八日市市公設地方卸売市場 開設者  
大津市公設地方卸売市場 開設者  
（立会人）  
滋賀県地方卸売市場活性化協議会 会長  
大津市公設地方卸売市場 市場長

## エ-6 災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー株式会社滋賀工場）

出典：大津市資料（平成 28 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者等の支援のため次条に定める物資を乙が甲に対して供給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に対して供給を要請することのできる物資は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第 3 条 甲は、災害等で必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、前項に基づく要請を行う場合は、対象となる品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請文書（様式第 1 号）を作成の上、乙に交付してこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に速やかに要請文書を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 乙は、前条第 2 項により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は当該指定の場所に職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

2 乙は、物資の運搬終了後、速やかに様式第 2 号により、甲にその旨を報告するものとする。

（代金及び費用負担）

第 5 条 前 2 条の規定により甲が乙より供給を受けた物資の代金の額は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、当該物資の代金のほか、乙の指定場所までの物資の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、物資の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、平成 28 年 7 月 25 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 2 か月前までに甲及び乙のいずれからの特段の申し出がない場合は、本協定は更に 1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協議解決）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 25 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県栗東市辻 5 6 5  
レンゴー株式会社  
滋賀工場長

## エ-7 災害時における物資の調達等に関する協定（株式会社アヤハディオ）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）、株式会社アヤハディオ（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対して必要な情報を提供し、乙が所有する物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく物資の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、必要な物資の供給に優先的に努めるものとする。

2 この場合、乙は、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被災状況に応じて、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上で定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙に搬入場所を指定し、物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引き渡し後の物資の運搬について協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先できるよう配慮するものとする。

（代金の請求及び支払）

第7条 乙は、それぞれ第4条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に代金を乙にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

（情報の提供）

第8条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な物価等の情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から災害時の物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市産業観光部商工労働政策課長

乙の連絡窓口 株式会社アヤハディオ大津店長

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月12日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 大津市におの浜1-1-3  
株式会社 アヤハディオ  
代表取締役 新居 伸之

## エ-8 災害救助に必要な物資の調達に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成28年12月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社 平和堂（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有物資の供給について協力を要請することができる。

大津市内において地震、風水害、大火災等の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表1に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別表2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条による要請を受けたときは、所有物資の優先供給に可能な範囲で努めるものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は該当指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定するものが行うものとし、各避難所等への運搬については、甲又は甲が指定するものが行うものとする。

（車両通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を運搬および供給する車両を優先できるように配慮するものとする。

（価 格）

第7条 第3条の規定により、乙が供給した物資の代金は、甲が負担するものとする。

2 物資の納入価格は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲及び乙は協議のうえ、速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲が供給を受けた物資の代金は、物資の納入を受けた後、乙から請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関わる連絡要請等についての責任者は、次の通りとし、両者は責任をもって連絡調整をするものとする。また、連絡窓口に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

（1）甲 滋賀県大津市 産業観光部 商工労働政策課長

（2）乙 株式会社平和堂 総務部総務課長

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項について又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この有効期間の満了日の1か月前までに甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月20日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地  
株式会社平和堂  
代表取締役社長 夏 原 平 和

## エ-9 災害時における機材の提供に関する協定（株式会社東海大阪レンタル）

出典：大津市資料（平成30年5月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）とは、災害発生時における機材（乙が所有する機材であって、レンタル事業の用に供するもの。以下「機材」という。）の貸し出しについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に機材を貸し出すに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（機材の範囲）

第2条 乙が貸し出す機材は、災害により被災した建物、道路、河川その他の工作物の修復、解体、避難所の運営、その他災害対応に必要な機材とする。

（協力要請及び手続）

第3条 甲は、災害等で必要があると認めたときは、乙に対して前条に定める機材の貸し出しを要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、機材名、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した要請書（様式第1号）を作成の上、乙に提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができる、この場合、要請後速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。なお、前項の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった機材の貸し出しの見込みについて、甲に通知するものとする。

（機材の引渡し）

第4条 乙は、前条第2項により甲が指定した場所に機材を運搬し、甲に引き渡すものとする。ただし、乙が被災した等の理由で運搬できないときは、甲が運搬するものとする。

2 甲は、乙が機材の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう、配慮するものとする。

3 乙は、機材の運搬終了後、報告書（様式第2号）を作成のうえ甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 前2条の規定により甲が乙より借り受けた機材の代金は、災害発生の直前における価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。また、甲は、借り受けた機材の代金のほか、乙が負担した機材の運搬費用その他の経費を負担するものとする。

2 甲は、乙から請求を受けたときは、機材の代金及び経費を、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成30年5月17日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（連絡窓口）

第7条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市 危機・防災対策課長

乙の連絡窓口 株式会社東海大阪レンタル 大津営業所長

（協議解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成30年5月17日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長 越 直美

大阪府茨木市目垣二丁目34番21号  
乙 株式会社東海大阪レンタル  
取締役社長 濱田 喜代巳

## エ-10 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

出典：大津市資料（令和2年8月：産業観光部）

大津市（以下、「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下、「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格及び引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類    | 主な品種                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作業関係   | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール                      |
| 日用品等   | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係    | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク                                                                    |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ                                                                         |
| 電気用品等  | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ                                                              |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ                                                                                   |

## エ-11 災害時における物資の供給等に関する協定（中部薬品株式会社）

出典：大津市資料（令和2年8月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合又は生じる恐れがある場合における被災者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において、物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による協力の要請は、別記様式1をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に別記様式1を提出するものとする。

### （協力の実施）

- 第2条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は、要請に対する可否を決定した後、速やかに甲に連絡するものとする。

### （物資の範囲）

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が調達することができる物資とする。
- (1) 別記様式2に掲げる物資
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

### （物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議の上対応することとする。
- 2 甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給できるものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書等により甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

- 第5条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

### （連絡体制の整備）

- 第6条 この協定の円滑な実施を図るため、連絡体制を別記様式3のとおり定めるものとし、変更があったときは、速やかにその旨を報告するものとする。

### （協議）

- 第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

### （協定の期間と効力）

- 第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地  
中部薬品株式会社  
代表取締役社長 高巢 基彦

別記様式1 (第1条関係)

災害時における物資の供給等に関する要請書

年 月 日

中部薬品株式会社 御中

印

災害時における物資の供給等に関する協定第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

|       |                |     |
|-------|----------------|-----|
| 要請担当者 | 職名             |     |
|       | 氏名             | 電話  |
|       |                | メール |
|       |                | FAX |
| 要請日時  | 年 月 日 ( ) 時 分頃 |     |
| 要請理由  |                |     |
| 要請内容  | 品目             | 数量  |
|       |                |     |
| 引渡日時  | 年 月 日 ( ) 時 分頃 |     |
| 引渡場所  |                |     |
| 引取担当者 | 職名             |     |
|       | 氏名             | 電話  |
| 備考    |                |     |

## 別記様式2 (第3条関係)

|                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>食料品</p> <p>米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、レトルト食品、菓子類など</p>                                                                                                             |
| <p>衣料</p> <p>毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシなど</p>                                                                                                                                                                             |
| <p>日用品等</p> <p>雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシートなど</p> |
| <p>医薬品及び医療用品</p> <p>一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏など</p>                                                                                                                                                             |

## 別記様式3 (第6条関係)

## 連絡体制表

## 1 連絡先

|     | 大津市          | 中部薬品株式会社       |
|-----|--------------|----------------|
| 部署名 | 産業観光部商工労働政策課 | 総務部            |
| TEL | 077-528-2754 | (0572) 27-3911 |
| FAX | 077-523-4053 | (0572) 27-3912 |

## 2 勤務時間及び休日

|      | 大津市                                     | 中部薬品株式会社                              |
|------|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 部署名  | 産業観光部商工労働政策課                            | 総務部                                   |
| 勤務時間 | 午前8時40分から<br>午後5時25分まで                  | 午前8時30分から<br>午後6時00分まで                |
| 休日   | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日、1月1日、2日及び3日 |

## エ-12 災害時における物資供給に関する協定（大東建託株式会社滋賀支店）

出典：大津市資料（令和6年11月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と大東建託株式会社 滋賀支店（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、「物資発注書（様式1）」をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書（様式2）」により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資及び消耗品の代金については乙が負担することとし、物資の運搬に要した経費は、運搬を行った者が負担するものとする。

2 乙が供給した使用後継続利用可能な物資については、甲から乙に返却するものとする。

（運搬及び引渡し）

第7条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定の運用にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（平常時の連携）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の1か月前までに、甲乙いずれからも、協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年11月7日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市一里山二丁目1番22号  
大東建託株式会社  
滋賀支店 支店長 岡崎 好幸

別表（第3条関係）

## 供給要請対象物資一覧

| 分類        | 主な品種                                                                                                                                                                    |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水関係       | トレローム（生活用水ろ過装置）                                                                                                                                                         |
| 工具類（作業関係） | 軍手<br>コードレス充電式投光器<br>救命ロープ<br>ブルーシート                                                                                                                                    |
| 食料，飲料水    | 保存食（アルファ米・パン・スーパーバランス・味噌汁）<br>保存水（ペットボトル）                                                                                                                               |
| 生活用品      | 粉ミルク<br>食器類<br>ラップ<br>ゴミ袋<br>カセットコンロ<br>カセットガス<br>救急セット<br>ウェットボディタオル<br>エアマット<br>簡易トイレ<br>使い捨てカイロ<br>ウェットティッシュ<br>生理用ナプキン<br>アルミブランケット<br>携帯電話用充電器<br>給水タンク<br>ポータブル電源 |

(様式1) 第4条関係

物資発注書

年 月 日

大東建託株式会社  
滋賀支店長 様

大 津 市 長

災害発生により，下記のとおり要請します。

記

要請する物資

| 要請日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|-----|------|------|--------|
|     |      |      |        |

特記事項

問い合わせ先

担当部署

担当者

電 話

F A X

メ ー ル

課

担当

—

—

—

—

(様式2) 第5条関係

## 物資供給報告書

年 月 日

(あて先)  
大津市長 様大東建託株式会社  
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

| 品 目   | 数 量 | 搬入場所   | 搬入日時・時刻 |
|-------|-----|--------|---------|
|       |     |        |         |
| 特区事項  |     |        |         |
| 担 当 者 |     |        |         |
| 所 属   | 氏 名 | 電話・FAX | メールアドレス |
|       |     |        |         |

### エ-13 災害時における生活物資の調達等に関する協定（スギホールディングス株式会社）

出典：大津市資料（令和7年2月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、大津市内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### （供給の要請）

第2条 甲は、大津市内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別記様式1「災害時における物資の供給等に関する要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

#### （要請に基づく生活物資の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに必要な生活物資の供給に努めるものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

#### （生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、別記様式2（以下「別表」という。）の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

#### （費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した生活物資の対価及び第6条に基づく運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

#### （生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引き渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

2 この場合、甲は、乙又は乙があっせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように努めるものとする。

#### （代金の請求及び支払）

第7条 乙は、それぞれ第5条の規定により定めた価格に基づき、引き渡した生活物資及び運搬費用の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙等協議の上、変更することができる。

(連絡体制の整備)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、連絡体制を別記様式3のとおり定めるものとし、変更があったときは、速やかにその旨を報告するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年2月28日

|   |                   |
|---|-------------------|
|   | 滋賀県大津市御陵町3番1号     |
| 甲 | 大津市               |
|   | 大津市長 佐藤 健司        |
|   | 愛知県大府市横根町新江62番地の1 |
| 乙 | スギホールディングス株式会社    |
|   | 代表取締役社長 杉浦 克典     |

別記様式1 (第2条関係)

災害時における物資の供給等に関する要請書

年 月 日

スギホールディングス株式会社 御中

印

災害時における物資の供給等に関する協定第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

|       |                |       |
|-------|----------------|-------|
| 要請担当者 | 職名             |       |
|       | 氏名             | 電話    |
|       |                | メール   |
|       |                | F A X |
| 要請日時  | 年 月 日 ( ) 時 分頃 |       |
| 要請理由  |                |       |
| 要請内容  | 品目             | 数量    |
|       |                |       |
| 引渡日時  | 年 月 日 ( ) 時 分頃 |       |
| 引渡場所  |                |       |
| 引取担当者 | 職名             |       |
|       | 氏名             | 電話    |
| 備考    |                |       |

別記様式2（第4条関係）

物資関係

| 種類             | 品目                                                                                                                            |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調剤薬を除く医薬品・医療用品 | 一般用医薬品、医療用品、救急絆創膏、内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤）等                                             |
| 排泄ケア用品         | 紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット 生理用品 等                                                                                              |
| 日用消耗品          | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ローソク、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、石鹸、雨具、マッチ、ライター、携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品 等 |
| 食料品            | 米、パン、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、容器入飲料水、粉・液体ミルク、離乳食 等                                                                                  |
| 衣類             | 下着類、タオル、軍手、靴下 等                                                                                                               |

## 別記様式3（第8条関係）

## 連絡体制表

## 1 連絡先

|     |              |                                           |
|-----|--------------|-------------------------------------------|
|     | 大津市          | スギホールディングス株式会社                            |
| 部署名 | 産業観光部商工労働政策課 | コーポレートブランディング部<br>行政連携推進課                 |
| TEL | 077-528-2754 | 【大阪事務所】 06-6398-3500<br>【本社】 0562-45-2701 |
| FAX | 077-523-4053 | 【大阪事務所】 06-6398-3502<br>【本社】 0562-45-2702 |

## 2 勤務時間及び休日

|      |                                         |                           |
|------|-----------------------------------------|---------------------------|
|      | 大津市                                     | スギホールディングス株式会社            |
| 部署名  | 産業観光部商工労働政策課                            | コーポレートブランディング部<br>行政連携推進課 |
| 勤務時間 | 午前8時40分から<br>午後5時25分まで                  | 午前9時00分から<br>午後6時00分まで    |
| 休日   | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び12月29日から1月3日 | —                         |

## オ-1 災害時における供給協力に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成28年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、大津市真野二丁目丁目17番1号とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市公営企業管理者

乙 草津市大路3丁目5番64号  
株式会社いずみ二一  
代表取締役社長

様式第1号（第2条関係）

大企危第 号  
年 月 日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 要 請 の 理 由 |                                  |
| 業 務 内 容   |                                  |
| 協力を要する期間  | 平成 年 月 日 時 分から<br>平成 年 月 日 時 分まで |
| そ の 他     |                                  |

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室  
担当  
電話

## オ-2 災害時における供給協力に関する協定（東洋紡株式会社総合研究所）

出典：大津市資料（平成28年2月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と東洋紡株式会社総合研究所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等すべての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、大津市堅田二丁目1番1号とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市公営企業管理者

乙 大津市堅田二丁目1番1号  
東洋紡株式会社総合研究所  
所長

様式第1号（第2条関係）

大企危第 号  
年 月 日

様

大津市公営企業管理者

供給協力要請書

災害時における供給協力に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 要 請 の 理 由 |                                  |
| 業 務 内 容   |                                  |
| 協力を要する期間  | 平成 年 月 日 時 分から<br>平成 年 月 日 時 分まで |
| そ の 他     |                                  |

【担当】大津市企業局企業総務部危機管理室  
担当  
電話

### オ-3 災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定（滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部）

出典：大津市資料（平成 23 年 4 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する浴場の使用及び井戸水の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲からの要請に応じて、乙が実施する被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者をいう。以下同じ。）等の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対して次に掲げる支援を要請するものとする。

芹 組合員所有の浴場に被災者又は救援活動に従事する者を無料で入浴させること。

棚 組合員所有の井戸の井戸水を甲及び生活用水を必要とする近隣住民に無料で提供すること。

満 災害により営業を中断している間において、脱衣場等を一時的な応急活動スペースとして提供すること。

2 甲は、前項第 3 号に掲げる支援を要請する場合にあっては、あらかじめ乙との協議により、使用目的、使用内容、使用期間等を定めるものとし、乙から営業再開についての申し入れがあった場合は、速やかに原状回復の上、使用を終了するものとする。

（要請の手続）

第 3 条 甲は、乙に前条第 1 項各号に掲げる支援（以下「支援」という。）を要請する場合は、乙に対し、災害時入浴支援等要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲に対し、災害時入浴支援等要請受諾書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに災害時入浴支援等要請受諾書を提出するものとする。

（経費負担）

第 4 条 乙及び組合員が支援の実施に要した経費は、原則として乙及び組合員が負担するものとする。

（損害の補填）

第 5 条 この協定による支援の実施により乙又は組合員に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第 6 条 甲の要請に基づき、支援に従事した組合員等が、当該支援の実施により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 前項の期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に 1 年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 3 月 24 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長

乙 大津市打出浜 1 3 番 2 2 号  
滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部  
支部長

#### オ-4 災害時における供給協力等に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年12月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社サンデリカ滋賀事業所（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、株式会社サンデリカ滋賀事業所（大津市大江八丁目70番地）とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、飲料水として供給を受ける場合の水質検査は甲が行う。

2 前項に規定のない費用のうち、疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までを初年度の期間とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市公営企業管理者

乙 大津市大江八丁目70番地  
株式会社サンデリカ滋賀事業所  
事業所長

## オ-5 災害時における供給協力等に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年1月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と日本酪農協同株式会社滋賀工場（以下「乙」という。）は、災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の供給協力及び地域住民等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内で大規模な災害（地震災害、風水害等全ての災害）が発生した場合に、甲の要請に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給及び地域住民等への支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、大津市内で災害が発生した場合において、市民生活に必要な飲料水等の確保ができないおそれがあるときは、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、供給協力要請書（様式第1号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、協力要請書の提出をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

4 乙は、飲料水等の供給協力に加えて、次条に規定する供給場所において、地域住民等への支援として、携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置を行うものとする。

（供給場所等）

第3条 飲料水等の供給場所は、日本酪農協同株式会社滋賀工場（大津市あかね町3番1号）とする。

2 乙が甲の要請に基づき飲料水等を供給する場合は、前項に規定する供給場所において安全が確保された場所とし、甲は、当該場所に甲の職員を派遣し、給水内容を確認の上、乙より引渡しを受けるものとする。

3 携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る場所は、第1項に規定する供給場所において、安全が確保された場所とする。

（費用等負担）

第4条 甲の要請に基づく乙による飲料水等の供給協力に係る費用は、乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機等の燃料については甲が負担するものとする。

2 携帯電話の充電拠点としての提供及び乙の従業員の一斉帰宅抑制措置に係る費用は、乙の負担とする。

3 前2項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議の上負担者を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までを初年度の期間とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年1月21日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市公営企業管理者

乙 大津市あかね町3番1号  
日本酪農協同株式会社  
滋賀工場長

## カ-1 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（社団法人日本福祉用具供給協会）

出典：大津市資料（平成24年3月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給等協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、大津市内の避難所等において必要とされる福祉用具等物資を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は大津市内において災害が発生し、緊急に福祉用具等物資を調達する必要があるときは、乙に対してその保有する別表に記載する福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」

をもって行うものとする。ただし、書面による要請が困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその保有する福祉用具等物資の供給に努めるものとする。

（価格）

第4条 甲が乙に要請した福祉用具等物資の取引価格は、直近の平常時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（引渡し）

第5条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲、乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において甲が確認の上、引き取るものとする。

（代金の請求及び支払）

第6条 乙は、引き渡した福祉用具等物資の代金を第4条の規定に基づき算定した額をもって甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日

以内に代金を乙に支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議のうえ、変更することができる。

（連絡窓口）

第7条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 大津市健康保険部健康長寿課長

乙の連絡窓口 社団法人日本福祉用具供給協会近畿支部滋賀ブロック長

（情報連絡体制の確認）

第8条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

（1） 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

（2） その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 東京都千代田区三崎町三丁目6番13号  
社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 山下 一 平

## カ-2, 3, 4, 5 災害時に要援護者の避難施設として看護学校を使用することに関する協定

出典：大津市資料（平成 25 年 1 月：健康保険部）

### 〔大津赤十字看護専門学校〕

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字看護専門学校（以下「乙」という。）との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（1） 妊産婦

（2） 新生児

（施設使用の要請及び受託）

第 3 条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第 4 条 甲は、前条第 1 項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 施設を使用する見込み期間

（4） その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第 5 条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員 1 名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第 7 条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第 9 条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 25 年 1 月 31 日

大津市御陵町 3 番 1 号

甲 大津市

大津市長 越 直 美

大津市小関町 5 番 23 号

乙 大津赤十字看護専門学校

学 校 長 廣 瀬 邦 彦

〔(公社)滋賀県私立病院協会〕

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県私立病院協会（以下「乙」という。）との間に、乙の運営する社団法人滋賀県私立病院協会立滋賀県堅田看護専門学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として滋賀県堅田看護専門学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 妊産婦
- （2） 新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2） 身元引受人の氏名、連絡先等
- （3） 施設を使用する見込み期間
- （4） その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

|   |                |
|---|----------------|
|   | 大津市御陵町3番1号     |
| 甲 | 大津市            |
|   | 大津市長 越 直 美     |
|   | 大津市真野一丁目12番30号 |
| 乙 | 社団法人滋賀県私立病院協会  |
|   | 会 長 間 嶋 孝      |

〔(公社)大津市医師会〕

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人大津市医師会（以下「乙」という。）との間に、乙の運営する大津市医師会立看護専修学校を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として大津市医師会立看護専修学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 妊産婦
- （2） 新生児

（施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2） 身元引受人の氏名、連絡先等
- （3） 施設を使用する見込み期間
- （4） その他必要と認める事項

（物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長 越 直 美

大津市本宮二丁目9番9号  
乙 公益社団法人大津市医師会  
会 長 吉 徳 克 仁

# 〔華頂看護専門学校〕

大津市（以下「甲」という。）と華頂看護専門学校（以下「乙」という。）との間に、乙の施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として看護学校の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において、「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 妊産婦
- （2） 新生児

## （施設の使用の要請及び受託）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、できる限り受諾するよう努めるものとする。

## （手続き等）

第4条 甲は、前条第1項の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2） 身元引受人の氏名、連絡先等
- （3） 施設を使用する見込み期間
- （4） その他必要と認める事項

## （物資の調達及び職員等の配置）

第5条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬品・衛生材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は要援護者を適切に支援するため、職員1名を施設に配置するものとする。また、助産師の確保に努めるものとする。

## （経費の負担）

第6条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

## （受け入れ可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

## （有効期限）

第8条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

## （疑義の決定）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 大津市大萱七丁目7番2号  
華頂看護専門学校  
学 校 長 後 藤 多 美 子

## カ-6 災害時に要援護者の避難施設として高齢者福祉施設を使用することに関する協定（滋賀県老人福祉施設協議会）

出典：大津市資料（平成24年1月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）との間に、乙に加入する大津市域内の高齢者福祉施設を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として高齢者福祉施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げるもののうち、避難しようとする施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

- （1） 介護保険の要介護認定者
- （2） 上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる施設を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1） 特別養護老人ホーム近江舞子しょうぶ苑
- （2） 特別養護老人ホーム榛原の里
- （3） 特別養護老人ホーム真盛園
- （4） 特別養護老人ホームケアタウンからさき
- （5） 特別養護老人ホーム長等の里
- （6） 特別養護老人ホーム千寿の郷
- （7） 特別養護老人ホームリバプール
- （8） 特別養護老人ホーム桐生園
- （9） 特別養護老人ホーム福寿荘
- （10） 特別養護老人ホームカーサ月の輪
- （11） 養護老人ホーム真盛園
- （12） 養護老人ホーム大津老人ホーム
- （13） ケアハウス松の浦湯治の郷

（手続き等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する施設に対して、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2） 身元引受人の氏名、連絡先等
- （3） 施設を使用する見込期間
- （4） その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する施設は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難する施設が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、要援護者が利用期間内に要した経費の全てを負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するもの

とする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年1月12日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長

草津市笠山七丁目8番138号  
乙 滋賀県老人福祉施設協議会  
会長

# カ-7 災害時に要援護者の避難施設として障害福祉サービス事業所等を使用することに関する協定 (特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会)

出典：大津市資料（平成 27 年 3 月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会（以下「乙」という。）との間に、乙が加入する大津市域内の障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）を災害時に要援護者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設として事業所の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、避難しようとする事業所が受入れ可能で、災害時に何らかの援護を必要とする者をいう。

（1） 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者

（2） 上記に準じる者

（事業所の使用の要請及び受諾）

第 3 条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として使用できる事業所を調整のうえ、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第 4 条 避難する事業所は、別表に掲げる施設とする。

（手続き等）

第 5 条 甲は、第 3 条の規定により施設の使用について協力を要請する場合は、乙及び避難する事業所に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1） 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の氏名、連絡先等

（3） 事業所を使用する見込期間

（4） その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第 6 条 甲は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努め、避難する事業所は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び支援員の確保）

第 7 条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、避難する事業所が要援護者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第 8 条 甲は、乙に対し、要援護者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。（有効期限）

第 10 条 この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第 11 条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 30 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 大津市京町三丁目 5 番 12 号 森田ビル 5 階  
特定非営利活動法人  
おおつ「障害者の生活と労働」協議会  
理事長

## カ-8 災害時に福祉避難所として北大津養護学校を使用することに関する協定（県立北大津養護学校）

出典：大津市資料（平成 30 年 5 月：総務部）

大津市（以下甲という）と滋賀県立北大津養護学校（以下乙という）は、大津市内において災害対策基本法（昭和 36 年 1 月 1 日法律第 223 号第 2 条第 1 項）に定める災害（以下「災害」という。）が発生または発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲の地域に居住する要配慮者およびその関係者（以下「要配慮者等」という。）が利用する福祉避難所および防災の活動拠点等（以下「福祉避難所等」という）として、乙の管理する施設の一部を使用することおよび甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、要配慮者等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

### （使用の申請等）

第 2 条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が管理する施設を甲が福祉避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部または全部の提供に関して、乙の運営に支障のない範囲で協力するものとする。

- （1）体育館
- （2）保健室
- （3）駐車場
- （4）その他乙が使用を認めた場所

### （協力の内容）

第 3 条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者等が利用する福祉避難所
- （2）福祉避難所等にかかる防災関係機関の活動拠点等

### （福祉避難所の開設）

第 4 条 甲は、要配慮者等に避難の必要があると予想されるときは、要配慮者等の受入れについて乙に予め連絡をし、第 2 条に掲げる施設を福祉避難所等として利用することについて協力を得るものとする。

2 福祉避難所の開設期間は、災害が発生した日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

### （福祉避難所の管理運営）

第 5 条 福祉避難所等の管理運営は、甲が行うものとする。ただし、発災直後、直ちに避難所運営の体制を整えることが困難なときは、乙は可能な範囲で避難所の管理運営に協力を行うものとする。

2 施設の鍵の開閉は、甲が責任をもって行うものとし、学校運営中は乙が実施する。

### （物資等の備蓄）

第 6 条 甲は、甲が所有する防災用備蓄食料、飲料水および簡易トイレ等の日常生活用品を乙の管理する施設の一部に保管することができるものとする。

### （許可の取消しまたは変更等）

第 7 条 乙は、次の各号に該当するときは、第 2 条の使用を取消しまたは変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

- （1）乙が、本来の目的に供する必要が生じたとき
- （2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

### （使用時の注意事項）

第 8 条 甲は、第 2 条で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

### （乙への報告）

第 9 条 甲は、福祉避難所等の使用によって、設備、施設または土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

### （原状回復義務）

第 10 条 甲は、避難所の運営及び終了時において、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、施設の使用を終了するときは、乙に報告し、使用した施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

### （経費等の負担）

第 11 条 福祉避難所等の提供において必要な費用のうち無償とするのは、施設の利用料のみとし、第 3 条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項以外の協力に要した経費の負担については、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、福祉避難所等の運営に関して、止むを得ず乙の所有する備品等を使用した場合に要した経費については、甲の負担とする。

4 甲は、第 2 条で申請した施設を使用する者が乙の施設および設備を破損または汚損あるいは紛失したときは、乙の損害を賠償しなければならない。

5 前項の規定による賠償額について、疑義が生じたときは甲乙双方が協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第12条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(個人情報の保護)

第14条 甲および乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲および乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月1日

滋賀県大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長

滋賀県大津市伊香立向在地町25番地  
乙 滋賀県立北大津養護学校  
校長

## カ-9 災害時に避難施設として救護施設を使用することに関する協定

出典：大津市資料（令和元年 11 月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人滋賀同仁会滋賀保護院（以下「乙」という。）との間に、乙が管理運営する救護施設（以下「救護施設」という。）を災害時に要配慮者の避難施設として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、避難施設としての救護施設の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げるもののうち、救護施設が受け入れ可能で、災害時に特別な配慮を必要とする者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者とその家族及び関係者
- (2) 上記に準じる者

（救護施設の使用の要請及び受諾）

第 3 条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（昭和 22 年法律第 118 号）第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、救護施設を使用することについて、乙に要請できるものとする。

2 乙は甲からの協力の要請があった場合は、速やかに避難施設として救護施設を使用できるよう調整し、できる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第 4 条 甲は、第 3 条の規定により救護施設の使用について協力を要請する場合は、乙に対して、予め電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 救護施設を使用する見込期間
- (4) その他必要と認める事項

（避難者の移送）

第 5 条 甲は、避難が必要な要配慮者の移送を行うよう努め、乙は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達及び支援員の確保）

第 6 条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介助できるよう看護職員、生活支援員及びボランティア等支援員の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第 7 条 甲は、乙に対し、要配慮者が利用期間内に要した経費を負担するものとする。

（受入れ意可能人員等）

第 8 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、支援員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期限は毎年度末とする。ただし、甲、乙異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に疑義を生じたとき、又は変更する必要が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和元年 11 月 7 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 大津市本宮二丁目 6 番 45 号  
社会福祉法人滋賀同仁会  
滋賀保護院 所長 結 城 慶 一

## キ-1 大津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定（大津市社会福祉協議会）

出典：大津市資料（令和4年4月：福祉子ども部）

大津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大津市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき、大津市内で発生した災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において、甲と乙が協力して行う災害ボランティア活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援及び被災者の生活、自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供する個人・団体をいう。

2 「災害」とは、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他災害で市民生活に甚大な支障が生じる災害をいう。

3 この協定書において、センターの「平常時」、「災害時」の体制の定義は次のとおりとする。

（1）「平常時」大津市内で災害が発生していない状況、または災害が発生しても災害時体制への移行に至らない場合をいう。

（2）「災害時」大津市内で第2条第2項の災害により相当規模の災害が発生し相当規模の被害が予測される場合をいう。

（災害ボランティアセンターの設置）

第3条 乙は、常設型のセンターを設置するものとする。

2 平常時におけるセンターは、乙の事務所とする。

3 センターを災害時体制に移行決定したときは、市役所庁舎新館1階211会議室をセンターとする。ただし、災害規模等の状況で市役所庁舎に設置することが適当でない場合、設置場所について、甲乙協議するものとする。

（体制の移行）

第4条 次の各号に該当するときは、甲乙協議のうえ、センターの平常時体制を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況、特に地域組織の立ち直りや再生の状況、被災地の自立を考慮し、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（1）市災害対策本部が設置され、災害対応の必要が生じたとき。

（2）甲が災害対応上、必要であると判断し、乙に要請したとき。

（3）大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると乙が判断したとき。

（災害ボランティアセンターの運営）

第5条 センターは、「大津市災害ボランティアセンター災害対応ガイドライン」に基づき、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会及び地域の各種団体等の協力のもと、乙が主体的に運営するものとする。

（連携及び協力）

第6条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を、乙に提供するものとする。

2 乙は、センター運営に支障があるときは、甲に必要な協力を求めることができる。

（災害ボランティアセンターの業務）

第7条 センターが実施する業務は、以下に掲げるとおりとする。

2 平常時は次の業務を行うものとする。

（1）災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施

（2）災害ボランティア活動の広報・啓発

（3）甲をはじめとする関係機関、団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備

（4）災害ボランティア及びコーディネーターの育成

（5）市内で相当規模の被害には至らない災害が発生した場合の対応

（6）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・保管（保管場所は、浜大津一丁目13番6、13番15、普通河川、浜町9番10、9番14）

（7）大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンター支援ほか、必要と認められる活動

3 災害時は次の業務を行うものとする。

（1）災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施

（2）被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握

（3）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達

（4）災害ボランティアの安全管理

（5）甲をはじめとする関係機関や団体との連絡調整

（6）その他、必要と認められる活動

（費用負担）

第8条 第7条第2項に規定する業務に関し、必要な費用負担は甲乙協議のうえ決定する。

2 第7条3項に規定する業務に関し、必要な経費は甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(損害補償)

第9条 災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った被害、及び災害ボランティア活動中の損害の補償は、ボランティア保険の範囲の中で対応するものとする。

2 前項のボランティア保険に係る費用は、第8条第2項に準ずる。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンター運営状況について報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人大津市社会福祉協議会個人情報保護規定により、適切に管理するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、甲乙それぞれから別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成28年4月1日

令和4年4月1日一部改正

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 大津市浜大津四丁目1番1号  
社会福祉法人 大津市社会福祉協議会  
会長 竹内 俊彦

## ク-1 防災への取り組みに関する協定（Google Ireland Limited）

出典：大津市資料（平成 25 年 11 月：総務部）

大津市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

### 第 1 条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙 1 に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

### 第 2 条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙 2 の条件に従います。

### 第 3 条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙 3 の条件に従うものとします。

### 第 4 条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

### 第 5 条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1 年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から 30 日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で 1 年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による 30 日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第 3 条、第 4 条、本項および第 6 条ならびに別紙 2 第 3 条および第 4 条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

### 第 6 条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited 大津市

(Authorized Signature)

(Name)

(Title)

(Date)

(署名)

(氏名)

(肩書)

(日付)

(省略)

越 直 美

大津市代表 大津市長

平成 25 年 11 月 27 日

## ク-2 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

出典：大津市資料（平成 25 年 12 月：総務部）

大津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第 1 条（本協定の目的）

本協定は、大津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大津市が大津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大津市の行政機能の低下を軽減させるため、大津市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、大津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、大津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般に閲覧に供すること。

(2) 大津市が、大津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 大津市が、大津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 大津市が、災害発生時の大津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 大津市が、大津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて大津市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(7) 大津市が、大津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 大津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第 3 条（費用）

前条に基づく大津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、大津市から提供を受ける情報について、大津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、大津市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2013 年 12 月 2 日

大津市：滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

大津市

大津市長 越 直 美

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

### ク-3 災害時の放送に関する協定（株式会社 ZTV）

出典：大津市資料（平成 27 年 2 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社 ZTV（以下「乙」という。）とは、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲が災害時に防災対策又は応急対策等を実施する上で、放送が有効な手段となり得る場合に、乙に対して放送を依頼することを目的とする。

（放送依頼の手続き）

第 2 条 甲は、乙に対して、次の事項を明確にして放送を依頼する。

- （1）放送依頼の理由
- （2）放送の内容
- （3）希望する放送の日時
- （4）その他放送に必要な事項

（放送の実施等）

第 3 条 前条により、乙は甲から放送を依頼された場合、乙の放送基準及び施設の機能等に応じて、乙の判断により、放送チャンネル、形式、内容、及び時刻を決定し、放送を実施する。

2 乙は甲に対して、前項の実施に必要な資料等の提供を要求することができる。

3 乙は放送の実施に際して、決定した内容について甲へ事前に連絡するものとする。但し、急を要する場合や連絡手段が確保できない等、何らかの事由により事前に報告ができない場合はこの限りではない。

（費用の負担）

第 4 条 放送の実施により発生する費用は原則として乙が負担する。

（放送不能の措置）

第 5 条 甲は、第 3 条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が放送を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が放送を行わないことを承諾する。

（連絡責任者）

第 6 条 甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更のあった際は直ちに相手方に通知しなければならない。

（協定の期間）

第 7 条 本協定は、締結の日の属する年度の 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は 1 年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協議）

第 8 条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。

2 前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。

（原協定の失効）

第 9 条 平成 16 年 12 月 16 日付けで甲と乙が締結した協定書は、この協定書の締結の日をもって、その効力を失う。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 27 年 2 月 2 日

甲 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県草津市野路町 683 番地 1  
株式会社 ZTV  
取締役 滋賀放送局長

## ケ-1 災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定（株式会社 ZTV）

出典：大津市資料（平成 27 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社 ZTV（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所におけるインターネット回線の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲が災害時に避難所を開設する場合に、乙が当該避難所におけるインターネット回線（以下「回線」という。）を提供することにより、市民の情報収集の一助とすることを目的とする。

（対象となる避難所）

第 2 条 災害時に回線を提供する避難所については、市内避難所のうち乙の提供する地域 BWA 回線の電波が届く避難所とする。

2 対象となる避難所を追加・削除または変更する場合は、甲乙間で協議のうえ決定する。

（回線提供の実施等）

第 3 条 甲は、乙が大津市内を対象に行う地域 BWA 無線局の免許申請に同意する。

2 前条にて対象となった避難所に対しては、乙が予定している地域 BWA 回線（無線回線）の開局対象地域の拡大に併せて、令和 2 年度末までに順次提供を開始する。

3 避難所でのインターネット回線への接続方法は Wi-Fi 回線（無線 LAN）を使用するものとし、利用者はアクセスのための端末（PC、スマートフォン等）を用意する事を前提とする。

4 乙は、対象となった避難所に対して、地域 BWA 回線受信端末および Wi-Fi アクセスポイントを設置し運用する。

5 甲は乙に対して、前項の実施に必要な Wi-Fi アクセスポイント用地域 BWA 回線受信端末の設置場所および電源を提供する。

6 地形または経済的条件による条件不利地に立地する避難所については、甲乙間で協議のうえ対応を行うものとする。

7 乙は、甲がおこなう本回線を利用した防災その他の公共の福祉の増進に寄与する情報伝達に対して協力するものとする。

8 甲は、乙が地域 BWA 回線送信基地局を甲の土地または建物に設置を希望する場合は、甲乙間で協議のうえ協力するものとし、乙は必要となる経費を甲に支払うものとする。

（費用の負担）

第 4 条 回線敷設と運用にかかる費用および災害時の利用料は、原則として乙が負担する。

2 甲が災害時以外に当該回線の利用を希望する場合は、別途乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

（回線提供不能の措置）

第 5 条 甲は、第 3 条に関わらず、災害により乙自ら被災する等、何らかの事由により乙が回線提供を実施することが困難であると甲へ申し出た場合は、乙が回線提供を行わないことを承諾する。

（連絡責任者）

第 6 条 甲及び乙は、本協定を実施するための連絡責任者を定めることとし、連絡責任者を定めた際、または変更のあった際は直ちに相手方に通知しなければならない。

（協定の期間）

第 7 条 本協定は、平成 33 年 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、本協定は 1 年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

（協議）

第 8 条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議し解決する。

2 前項の協議による決定、又は本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは無効とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 27 年 7 月 6 日

甲 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県草津市野路町 683 番地 1  
株式会社 ZTV  
取締役 滋賀放送局長

## ケ-2 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定（公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会、湖西滋賀地区委員会）

出典：大津市資料（平成 29 年 3 月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会（以下「乙」という。）及び同湖西滋賀地区委員会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が大津市地域防災計画に基づく防災拠点となる消防署、庁舎及び市民センター並びに医療活動拠点となる病院並びに避難所となる学校等（以下「避難施設等」という。）または市内の建築物等において行う被災建築物応急危険度判定（「以下「応急危険度判定」という。）について、乙及び丙に協力を求めることに関し基本事項を定める。

（応急危険度判定）

第 2 条 応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により行うものとする。

（派遣の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要があるときは、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、乙及び丙に所属する建築士の派遣を要請することができる。

- （1） 災害の状況及び派遣を必要とする事由
  - （2） 要請内容
  - （3） その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、文書（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第 4 条 甲が乙及び丙に要請する応急危険度判定の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する避難施設等の応急危険度判定（セーフティチェック）
- （2） 市内被災建築物等の応急危険度判定

（協力の実施）

第 5 条 乙及び丙は、第 3 条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、建築士の派遣及び応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙及び丙は、第 3 条の要請を受けたときは、速やかに派遣する者の氏名及び人員等を甲に報告するものとする。

3 乙及び丙は、応急危険度判定に必要な機材等の提供について、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第 6 条 乙及び丙は、応急危険度判定に従事したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を文書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって報告し、事後において文書を提出するものとする。

- （1） 従事内容及び従事した人員等
- （2） 応急危険度判定結果
- （3） 従事によって知り得た災害情報
- （4） その他必要な事項

（事前計画）

第 7 条 乙及び丙は、災害時の応急危険度判定の円滑な実施を図るため、組織体制及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定め、甲に文書で報告するものとする。

2 乙及び丙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

（情報共有）

第 8 条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（連絡体制）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、甲においては、第4条第1項1号については建築課長、同項2号については建築指導課長、乙及び丙においては、それぞれ地区委員会委員長をもって充てるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は無償とする。ただし、乙及び丙が派遣した判定士が携行する機材等が、その責に帰すことができない事由により損傷した場合は、甲が現物弁償するものとする。

(補償等)

第11条 この協定に基づき災害時に応急危険度判定に従事した者が、その責に帰すことができない事由により死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領を適用するものとする。

(第三者に対する損害)

第12条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、その責に帰すべき理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは更に1年間延長するものとし、以後この例による。

2 前項に規定する協定の解除及び変更の申出は、書面をもって行う。

(守秘義務)

第14条 乙及び丙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(細目)

第15条 この協定を実施するために必要な手続等に係る事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定める。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定書は、平成29年4月1日から施行する。

(災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書等の廃止)

2 災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定書(平成20年9月2日締結)及び災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する覚書(平成25年2月20日締結)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号

甲 大津市

大津市長 越 直 美

滋賀県大津市仰木の里東一丁目 1 2 番 8 号

乙 公益社団法人 滋賀県建築士会大津地区委員会

委員長 森 川 和 彦

滋賀県大津市伊香立下在地町 9 6 7

丙 公益社団法人 滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会

委員長 坂 田 徳 一

様式第1号

平成 年 月 日

## 応急危険度判定士派遣要請書

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会 様  
公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会 様

大津市長  
( 課長)

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び派遣を必要とする事由

#### 2 要請内容

| 区 分     | 内 容           |
|---------|---------------|
| 要 請 期 間 | 年 月 日から 年 月 日 |
| 要 請 場 所 | (住 所) 大津市     |
|         | (施設名)         |
|         | (区域等) 別添による   |

#### 3 その他

様式第2号

平成 年 月 日

## 応急危険度判定完了報告書

大津市長 様  
( 課長)

公益社団法人滋賀県建築士会大津地区委員会  
公益社団法人滋賀県建築士会湖西滋賀地区委員会

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり完了しましたので報告します。

### 記

#### 1 従事内容及び従事した人員等

| 区 分          | 内 容           |
|--------------|---------------|
| 従 事 期 間      | 年 月 日から 年 月 日 |
| 従 事 場 所      | (住 所) 大津市     |
|              | (施設名)         |
|              | (区域等) 別添による   |
| 従 事 した 人 員 等 | (人数) 名        |
|              | (氏名)          |

#### 2 応急危険度判定結果 別添のとおり

#### 3 従事によって知り得た災害情報

#### 4 その他

### ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定（大津市食品衛生協会）

出典：大津市資料（平成 26 年 3 月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と大津市食品衛生協会（以下「乙」という。）は、大津市内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの市民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされること等が想定されることから、甲及び乙が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における食品衛生の確保等、被災者の支援と負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 前条に定める「災害時」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が市内で発生している状況をいい、「帰宅困難者」とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となった者をいう。また、「避難所等における避難生活」とは、甲が設置する避難所において生活を行う場合をいう。

（業務の内容）

第 3 条 業務の内容は、次の各号にあげるとおりとする。

- 1 帰宅困難者に対する支援
- 2 避難所における食品衛生指導
- 3 生活用水の提供
- 4 食品関係事業者に対する食料品の供出呼びかけ

（業務の提供を受けることができる者）

第 4 条 業務の提供を受けることができる者は、第 2 条に定める帰宅困難者又は避難所等の住民に限る。ただし、第 3 条第 3 項の「生活用水の提供」についてはこの限りでない。

（要請）

第 5 条 甲は、業務の必要があると認めるときは、乙に対し支援業務提供要請書（別記様式 1）により依頼するものとする。

2 乙は、甲からの依頼を受けた際には可能な範囲において速やかに対応を行う。

（業務の提供及び報告）

第 6 条 乙は、甲から第 5 条に定める要請があったときは、可能な限り会員等を避難所等へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、支援業務提供結果報告書（別記様式 2）により甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第 7 条 効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、乙は毎年 6 月 1 日現在の甲及び乙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配付するものとする。

（業務の経費）

第 8 条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。

（損害発生時の対応）

第 9 条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙又はこれらの会員等に損害を与えた場合は、乙又はこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲及び乙の会員又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

（実施細目）

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議事項）

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の 1 ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から 1 年間この協定は更新され、以降も同様とする。

2 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

3 この協定の実行力を確保するために、乙は甲が実施する防災訓練等に可能な範囲で参加するように努めるものとする。

平成 26 年 3 月 17 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市長

乙 大津市におの浜四丁目 4 番 5 号  
大津市食品衛生協会  
会 長

#### ケ-4 災害時の被災者施術活動についての協定（大津鍼灸マッサージ師会）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と大津鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、災害時の被災者施術活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が災害発生時に避難所を開設する場合に、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に乙の会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（支援内容）

第3条 この協定における支援内容は避難所における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧及び療養上の相談とする。

（支援期間）

第4条 支援期間は、原則として、避難所開設時から解散するまでの間で、甲、乙が協議し決定する。

（経費負担等）

第5条 乙の施術費用については無料とする。また、鍼、艾、テープ、衛生材料、薬剤等施術にかかる費用については原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第6条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の一ヶ月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定の更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県大津市本丸町6番28号  
大津鍼灸マッサージ師会  
会長

## ケ-5 災害発生時における相互協力に関する協定（京都刑務所及び大津少年鑑別所）

出典：大津市資料（令和5年3月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と京都刑務所（以下「乙」という。）及び大津少年鑑別所（以下「丙」という。）は、大津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大津市内に発生した災害時において、甲が地域に居住する住民などの避難所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難所等」という。）として、乙及び丙がそれぞれ管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙及び丙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

### （使用の申請等）

第2条 乙及び丙は、甲が実施する災害対策により、乙及び丙が指定する施設を甲が避難所等として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、乙及び丙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、乙及び丙それぞれにおいて、その運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

- （1）滋賀拘置支所鍛錬場
- （2）滋賀拘置支所駐車場
- （3）大津少年鑑別所職員待機所
- （4）その他乙又は丙が使用を認めた場所

2 甲は、前項の使用申請を行うときは、使用する施設に対応する国有財産使用許可申請書（別紙様式1-1～2）を乙又は丙に提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙及び丙それぞれが甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

- （1）地域に居住する住民などの避難所
- （2）防災関係機関の活動拠点等

### （申請に基づく措置等）

第4条 乙及び丙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、それぞれ国有財産使用許可書（別紙様式2-1～2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙及び丙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙及び丙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講じるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

### （許可の取消し又は変更等）

第5条 乙及び丙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙及び丙は、その補償は行わないものとする。

- （1）乙及び丙それぞれにおいて、本来の目的に供するため必要が生じたとき
- （2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

### （使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

### （乙又は丙への報告）

第7条 甲は、避難所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、これを管理する乙又は丙に対し、速やかに届け出るものとする。

### （原状回復義務）

第8条 甲は、乙及び丙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、施設ごとに乙又は丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費については、第4条第2項に規定する施設使用料を除いて甲の負担とする。

2 前項及び第8条第2項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月3日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤健司

乙 京都市山科区東野井ノ上町20  
京都刑務所  
京都刑務所長 小 嶋 一 平

丙 大津市大平一丁目1-2  
大津少年鑑別所  
大津少年鑑別所長 松 田 芳 政

## コ-1 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（平成 27 年 7 月：産業観光部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙の組合員がその所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設）

第 2 条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

### （協力要請）

第 3 条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第 1 項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

### （一時滞在施設の提供の内容）

第 4 条 乙の組合員は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設である旨の表示を行うこと。
- (2) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を乙に報告すること。
- (3) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供すること。
- (4) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供すること。
- (5) 帰宅困難者のうち、高齢者や障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等の要配慮者に対しては施設の提供に特に配慮すること。また、外国人旅行者などへの対応についても、必要に応じて配慮すること。

### （一時滞在施設の提供期間）

第 5 条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

### （経費負担）

第 6 条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

### （連絡責任者）

第 7 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大津市産業観光部観光振興課長とし、乙においては理事長とする。

### （協定の効力及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に 1 年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

### （協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### （災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書の廃止）

第 10 条 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（平成 27 年 7 月 28 日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成31年3月26日

大津市御陵町3番1号  
 甲 大津市  
 大津市長 越 直 美  
 大津市雄琴六丁目5番1号  
 乙 おごと温泉旅館協同組合  
 理事長 金 子 博 美

別表

| 施設の名称       | 所在地           |
|-------------|---------------|
| びわこ緑水亭      | 大津市雄琴六丁目1番6号  |
| 里湯昔話 雄山荘    | 大津市雄琴一丁目9番28号 |
| 湖畔の宿 雄琴荘    | 大津市雄琴六丁目1番24号 |
| びわ湖 花街道     | 大津市雄琴一丁目1番3号  |
| 湯元館         | 大津市苗鹿二丁目30番7号 |
| 天然温泉の宿 ことゆう | 大津市苗鹿三丁目9番5号  |
| 暖灯館 きくの家    | 大津市雄琴六丁目1番29号 |
| 湯の宿 木もれび    | 大津市苗鹿二丁目30番1号 |
| 琵琶湖グランドホテル  | 大津市雄琴六丁目5番1号  |

## コ-2 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社いずみ二一）

出典：大津市資料（平成 28 年 7 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社いずみ二一（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時滞在施設として提供すること（以下「一時滞在施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第 2 条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 大津市真野 2 丁目 1 7 番 1 号

施設名 堅田イトマンススポーツクラブ

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第 1 項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第 4 条 乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

（1）一時滞在施設である旨の表示を行う

（2）帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する

（3）帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する

（4）甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する

（一時滞在施設の提供期間）

第 5 条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（搬送支援）

第 6 条 乙は、可能な限り所有するバス等を活用し、帰宅困難者を搬送支援するものとする。

（経費負担）

第 7 条 一時滞在施設の提供および帰宅困難者の搬送支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第 8 条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に 1 年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 25 日

甲 大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長

乙 草津市大路 3 丁目 5 番 6 4 号  
株式会社いずみ二一  
代表取締役社長

### コ-3 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社平和堂）

出典：大津市資料（平成28年12月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙が所有する施設を一時的に利用して、帰宅困難者のための一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、対象施設に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、一時滞在施設の提供の協力を要請するものとする。

2 乙が、前項の要請があったときは、直ちに対象施設の被災状況及び一時滞在施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数を報告するとともに、対象施設を一時滞在施設として帰宅困難者に提供するものとする。

3 第1項の要請は、要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（一時滞在施設の提供の内容）

第4条 乙は、可能な限り次に掲げるところに従い、一時滞在施設の提供を行うものとする。

- (1) 一時滞在施設内に受入場所を確保する。
- (2) 一時滞在施設である旨の表示を行う。
- (3) 帰宅困難者を受け入れたときは、その状況を甲に報告する。
- (4) 帰宅困難者のために水道水及びトイレを提供する。
- (5) 甲から提供される災害対応状況その他の情報を帰宅困難者に提供する。

（一時滞在施設の提供期間）

第5条 一時滞在施設の提供は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第6条 一時滞在施設の提供に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1か年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県彦根市小泉町31番地  
株式会社平和堂  
代表取締役社長

#### コ-4 災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定（一般社団法人大津市商店街連盟）

出典：大津市資料（平成28年10月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人 大津市商店街連盟（以下「乙」という。）とは、災害発生時において公共交通機関が運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して支援することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、帰宅困難者が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が帰宅困難者に対し実施する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、帰宅困難者への支援を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の加盟会員と連携し、可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（帰宅困難者支援の内容）

第3条 乙の加盟会員は次に掲げる事項に関して、可能な限り帰宅困難者への支援を行うものとする。

- （1） 一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れる。
- （2） 帰宅困難者のために水道水、トイレ及び物資を提供する
- （3） 通行可能な道路等の情報を帰宅困難者に提供する

2 乙は、前項の支援を実施した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（支援期間）

第4条 帰宅困難者への支援は、原則として公共交通機関が運行を再開した時点で終了するものとする。

（経費負担）

第5条 帰宅困難者への支援に伴う経費は、原則として乙の負担とする。

（連絡体制等）

第6条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月26日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市打出浜2番1号  
一般社団法人 大津市商店街連盟  
理事長

## サ-1 災害時の医療救護活動についての協定（社団法人滋賀県大津市医師会）

出典：大津市資料（平成18年2月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人滋賀県大津市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第1項に規定する要請をまたずに医療救護所等に医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第1項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 医療救護班は、1班当たり医師2名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第6条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- (4) 避難所等における被災者等のカウンセリング
- (5) 傷病の程度に応じた医療機関への紹介
- (6) 救護所等でのリハビリテーションの指導
- (7) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 医療救護班の医師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 医療救護班の医師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（医師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
市長

大津市浜大津四丁目1-1 明日都1階  
乙 社団法人滋賀県大津市医師会  
会長

## サ-2 災害時の歯科医療救護活動についての協定（社団法人大津市歯科医師会）

出典：大津市資料（平成 24 年 12 月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から歯科医療救護班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第 1 項に規定する要請をまたずに医療救護所等に歯科医療救護班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第 1 項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 歯科医療救護班は、1 班当たり歯科医師 2 名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第 4 条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、歯科医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第 6 条の指揮命令に従い被災地を巡回し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 5 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 医療救護所等における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 傷病の程度に応じた医療機関への紹介
- (5) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第 6 条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第 7 条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第 8 条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が備蓄又は供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄歯科医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第 9 条 医療救護所等における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 歯科医療救護班の歯科医師による歯科医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（歯科医師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第 12 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前まで

に甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市  
市長

大津市京町四丁目3番28号

乙 社団法人大津市歯科医師会  
会長

### サ-3 災害時の医療救護活動についての協定（社団法人大津市薬剤師会）

出典：大津市資料（平成24年12月：健康保険部）

大津市を「甲」とし、社団法人大津市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、大津市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより、甲から薬剤師班の派遣の要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、第1項に規定する要請をまたずに医療救護所等に薬剤師班を派遣した場合は、直ちに甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の派遣報告があったときは、第1項に規定する派遣要請があったものとみなす。

5 薬剤師班は、1班当たり薬剤師2名で構成する。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲が設置する医療救護所等において、医療活動を実施するものとする。ただし、災害の状況によっては第6条の指揮命令に従い被災地を巡回し、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1） 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導、相談

（2） 救護所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第7条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の薬剤師班は、原則として甲又は乙が備蓄、供給する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食および給水は、原則として甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として乙が行う。

（医療費）

第9条 医療救護所等における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の際に傷病者が発生した場合の服薬指導等を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1） 薬剤師班の編成・派遣に要する経費

（2） 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（3） 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（4） 薬剤師班の薬剤師による医療救護活動において発生した医事紛争に係る費用（薬剤師による重大な過失によるものは除く。）

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年2月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市

市長

大津市皇子が丘二丁目9番22号

乙 社団法人大津市薬剤師会

会長

#### サ-4 災害時における犬猫救護活動の協力に関する協定（大津開業獣医師会長）

出典：大津市資料（平成31年1月：保健所）

大津市（以下「甲」という。）及び大津開業獣医師会長（以下「乙」という。）は、大津市域において地震等による災害が生じたとき（以下「災害時」という。）に実施する犬猫救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に放浪犬猫の保護収容その他の活動（以下「犬猫救護活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 犬猫救護活動の対象は、被災により放浪している犬猫及び被災者が飼育する犬猫（以下「被災犬猫」という。）とする。

（犬猫救護活動の内容）

第3条 犬猫救護活動は、次に掲げる事項の全部又は一部とする。

- （1）被災犬猫の保護収容、飼養管理、譲渡等に関すること。
- （2）傷病状態にある被災犬猫の応急処置、治療に関すること。
- （3）被災犬猫を飼養する者に対する飼養の支援等に関すること。
- （4）被災犬猫の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関すること。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、災害時の必要に応じ、前条の犬猫救護活動への協力を乙に要請するものとする。

2 前項の協力要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし急を要するときは、口頭等で協力要請した後、その要請についての文書を送付することで足りるものとする。

- （1）犬猫救護活動の目的及び内容
- （2）犬猫救護活動を実施する日時又は期間
- （3）犬猫救護活動を実施する場所
- （4）その他必要な事項

（活動の実施）

第5条 乙は、前条第1項の協力要請を受けたときは、可能な限り、その犬猫救護活動の実施に努めるものとする。

2 甲及び乙は、犬猫救護活動の実施にあたっては、適宜情報交換に努めるものとする。

（活動の終了）

第6条 乙は、第4条第1項の協力要請を受けて実施していた犬猫救護活動について、その目的を達成し、又はその必要がなくなったときは、要請者甲と協議して活動を終了するものとする。

（費用負担）

第7条 活動の実施にあたり必要な物資等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては、大津市保健所衛生課動物愛護センター、乙にあっては、大津開業獣医師会会長宅とする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、犬猫救護活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うなければならない。

（協定の有効期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、甲、乙のいずれかがこの協定を更新しない旨をあらかじめ相手方に文書で通知した場合を除き、この協定は、有効期間が満了した日の翌日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（地位の承継）

第11条 乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。

2 前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。

（その他）

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月24日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市長

大津市今堅田二丁目26番16号  
乙 大津開業獣医師会  
会長